

令和8年度 第1回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会

日時: 令和8年7月27日(月)14時～

場所: 近江八幡市役所 特別会議室2

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 委員長・副委員長の選出

委員長:

副委員長:

4. 協議事項

(1) 第2期近江八幡市市民自治基本計画における取組事業の評価について

(2) 第3期近江八幡市市民自治基本計画について

5. その他

6. 閉会

令和 8 ・ 9 年度近江八幡市協働のまちづくり推進委員会委員

(敬称略・順不同)

氏 名	組 織 名	備 考
似内 遼一	東京理科大学	第 1 号委員 学識経験者
岡村 益夫	市まちづくり協議会連絡会 会員 八幡学区まちづくり協議会 会長	第 2 号委員 学区まちづくり協議会代表
小林 博	市連合自治会 会員 八幡学区自治連合会 会長	第 3 号委員 市連合自治会代表
田中 誠	近江八幡商工会議所	第 4 号委員 経済団体代表
的場 保典	安土町商工会	第 4 号委員 経済団体代表
宮村 利典	近江八幡まちや倶楽部 事務局長	第 5 号委員 N P O 関係者
坂井 円	公募委員	第 6 号委員 公募委員
辻 公寿	総合政策部 部長	第 7 号委員 協働のまちづくり所管部長
重野 弘樹	近江八幡市ボランティアセンター コーディネーター	第 8 号議案 その他市長が必要と認める者

任期 委嘱日～令和 1 0 年 5 月 3 1 日

○近江八幡市協働のまちづくり基本条例

平成 23 年 12 月 19 日

条例第 37 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 基本原則

第 1 節 基本原則（第 4 条）

第 2 節 市民の権利及び責務（第 5 条・第 6 条）

第 3 節 市長等の責務（第 7 条・第 8 条）

第 4 節 市議会等の役割及び責務（第 9 条・第 10 条）

第 5 節 市の執行体制（第 11 条—第 13 条）

第 3 章 市民自治基本計画（第 14 条）

第 4 章 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（第 15 条）

第 5 章 情報の共有（第 16 条—第 19 条）

第 6 章 協働及び参画

第 1 節 協働及び参画（第 20 条—第 27 条）

第 2 節 コミュニティ活動（第 28 条—第 30 条）

第 7 章 条例の見直し等（第 31 条・第 32 条）

付則

前文

近江八幡市は、大中の湖南遺跡、観音寺城跡、安土城跡、八幡堀や近江商人の町並みなど、日本を代表する多くの歴史遺産に恵まれています。

また、琵琶湖で一番大きな内湖である西の湖は、ラムサール条約の登録湿地であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、「春色・安土八幡の水郷」として琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた風光明媚なところです。

他方、中世において我が国最初の自治組織の規約といわれる「奥嶋百姓等庄隠規文」、近世において諸役免除を巡って当時の幕府に凜として対峙したことで知られる「御朱

印騒動」などは、私たちのまちにおける市民主体のまちづくりの源流であり、その流れは今も脈々と息づいています。

こうしたまちに生まれ育ち、あるいは暮らし、働き、学ぶ私たちは、長い時間の経過のなかで培われてきた、歴史遺産や自然資源を次代に伝えていくとともに、新たな歴史と文化を育んでいかなければなりません。

また、市民と市は、今後ますます多様化する地域の課題やニーズに対応することができる地域力と共助の精神に基づく地域の絆を強化し、知恵と力を合せて協働のまちづくりを推進していかなければなりません。

そのためには、まず、自分たちがまちづくりの主役であることを、市民一人ひとりが自覚することが必要です。そして、市民と市が果たすべき役割と責任を明らかにし、相互に協力して、まちづくりを担っていくことが必要です。

近江八幡市では、それぞれの地域で、その特色を生かしたコミュニティ活動や市民公益活動が盛んになってきています。こうした活動をさらに一層高めることにより、いきいきとした元気なまちにしていく必要があります。

私たちは、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、市民と市が力を合わせてまちづくりを進めることにより、すべての市民が近江八幡市で暮らし、働き及び学ぶことに魅力と誇りを実感できる個性豊かな地域社会の実現をめざします。こうした協働のまちづくりを進めるため、ここに、近江八幡市協働のまちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、近江八幡市におけるまちづくりの基本理念を定め、市民、市議会及び市長等執行機関それぞれの果たすべき役割並びに市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民自らがまちづくりに主体的に参画し、協働のまちづくりを推進することにより、近江八幡市で暮らし、働き、学ぶことに魅力と誇りを感じられる個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

ものとしします。

- (1) 市民 市内に住む人又は市内で働く人、学ぶ人、事業を営むもの若しくは活動する団体等をいいます。
- (2) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加し、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市又は市民同士が前条の目的を共有し、それぞれの責任及び役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら補完し、協力し又は行動することをいいます。
- (4) まちづくり すべての市民が近江八幡市で暮らし、働き及び学ぶことに魅力又は誇りを実感できる個性豊かな地域社会を創造するための、ものづくり、仕組みづくりのほか、自然及び歴史文化を守り育てる取組の全般をいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市のまちづくり及び市政運営における基本原則を定めるものであり、市は、他の条例等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例を尊重し、その整合を図らなければなりません。

第2章 基本原則

第1節 基本原則

(基本原則)

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項をこの条例の基本原則とします。

- (1) 市民及び市は、国籍、性別、年齢等にかかわらず、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (3) 市民及び市は、市政に関する情報を共有し合うこと。
- (4) 市民は、市政への参画の機会を公平に保障されること。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

第2節 市民の権利及び責務

(地域における市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくり活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自立した活動を営むことができます。

2 市民は、前項の活動を行うに当たっては、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。

(市政における市民の権利及び責務)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されます。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有します。

4 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを自覚し、常に市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

第3節 市長等の責務

(市長等の責務)

第7条 市長は、毎年度、市政の基本方針を市民にわかりやすく説明するとともに、法令等を順守し、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処した協働のまちづくりを推進しなければなりません。

3 市長等任命権者は、協働のまちづくりの推進を担う職員の育成を図るとともに、その能力を適正に評価し配置するよう努めなければなりません。

(職員の責務)

第8条 職員は、法令等を順守し、市民の視線に立って、公正、誠実及び効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、協働によるまちづくりの実践に努めなければなりません。

3 職員は、職務遂行についての必要な知識及び技術等の習得、能力開発並びに自己啓発に努めるとともに、職務の遂行に当たっては、創意又は工夫に励み、市民に信頼されるよう努めなければなりません。

第4節 市議会等の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第9条 市議会は、別に条例で定めるところにより、市民に開かれた議会及び市民参加の住民自治を推し進める議会として活動するものとします。

(議員の責務)

第10条 議員は、この条例の理念に基づき、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、法令等を順守し、公正かつ誠実に市民の負託に応えなければなりません。

第5節 市の執行体制

(組織)

第11条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努めるとともに、常にその見直しに努めなければなりません。

2 市は、機能的かつ効果的に組織を運営しなければなりません。

(法務)

第12条 市は、市民の満足度を高めるための政策の実現並びに市民の要望及び行政課題に対応するため、法令の調査研究を重ね、自ら責任をもって自主的かつ適正な法解釈に努めるとともに、条例制定権の活用等積極的な法務行政を推進しなければなりません。

(財政)

第13条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想及び計画を踏まえながら、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。

2 市は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政又は財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確に、かつ、わかりやすく市民に説明しなければなりません。

第3章 市民自治基本計画

(市民自治基本計画)

第14条 市は、この条例に基づき、協働のまちづくりを実現するために市民自治基

本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関する方針
- (2) 協働のまちづくりの推進についての取組目標
- (3) 協働のまちづくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市は、基本計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければなりません。

4 市は、基本計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

第4章 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会

（近江八幡市協働のまちづくり推進委員会）

第15条 この条例に基づき、市民及び市が協働によるまちづくりを推進していくため、近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、次の事項について調査審議します。

- (1) この条例の検証及び見直しに関すること。
- (2) 基本計画の策定、検証及び見直しに関すること。
- (3) 協働のまちづくりを推進するための施策の評価に関すること。
- (4) その他協働のまちづくりを推進するために市長が必要と認めること。

3 委員会は、前項に定める事項に関して市長に意見を述べることができます。

4 その他委員会の運営について必要な事項は、別に規則で定めます。

第5章 情報の共有

（情報公開等）

第16条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を積極的に公開するとともに、わかりやすく情報提供しなければなりません。

（個人情報保護）

第 17 条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び近江八幡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年近江八幡市条例第 15 号）で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを図るとともに、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障するなど、必要な措置を講じなければなりません。

（令 5 条例 13・一部改正）

（説明責任）

第 18 条 市は、政策の立案から実施及び評価に至るまで、その経過、内容及び目標の達成状況等について、市民にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければなりません。

（要望等への対応）

第 19 条 市は、市民からの市政に関する要望、意見及び苦情等に誠実かつ迅速に対応するとともに、その結果について、速やかに、回答しなければなりません。

2 市は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を調査分析し、市民への理解を求めることも含めて、再発防止等の適正な対応に努めなければなりません。

第 6 章 協働及び参画

第 1 節 協働及び参画

（協働）

第 20 条 市民及び市は、相互理解及び信頼関係をもとに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する協働のまちづくりを、自発的かつ自主的に推進し、市はこれを支援するよう努めるものとします。この場合において、市は、市民の自主性を損なわないように配慮しなければなりません。

3 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な施策を講じるものとします。

（参画）

第 21 条 市は、意見公募手続、市民提案制度の実施、公聴会の開催その他制度を設

け、又は施策を講じることで、市民が市政に参画する機会を保障しなければなりません。

2 市は、市民が市政に参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

(意見公募手続)

第22条 市は、広く市民に関連する条例等の制定又は計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市の考え方を公表しなければなりません。

(市民提案制度)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくり又は市政運営に市民の意見等を反映させることを目的として、市民が意見又は提言を市長に提出し、それに対し市の考え方を公表する制度を設けなければなりません。

(行政評価)

第24条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価の実施に努め、その結果を施策の見直し、組織の改善等に反映させなければなりません。

(計画の策定過程等)

第25条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想、計画、その他重要な個別計画の策定に当たっては、市民の多様な参画を保障するとともに、必要な情報の提供に努めなければなりません。

(審議会等の設置及び運営)

第26条 市は、市民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「審議会等」という。）を設置することができます。

2 市は、審議会等を設置するときは、その設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意しなければなりません。この場合において、同一の委員が著しく長期にわたって就任することのないよう努めなければなりません。

(会議公開の原則)

第27条 市は、法令等に特別の定めがあるものを除き、原則として審議会等の会議を公開しなければなりません。

第2節 コミュニティ活動

(地域コミュニティ)

第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。

(市民公益活動)

第29条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。

(学区まちづくり協議会)

第30条 市民は、各学区単位及び沖島地域において、地域の特性を活かした住みよい地域をつくるため、学区まちづくり協議会等の地域自治組織（以下「学区まちづくり協議会」という。）を設置するものとします。

2 学区まちづくり協議会は、その学区のすべての市民に開かれたものとし、市その他組織等と連携しながら、学区のまちづくりを進めるものとします。

3 市は、各種計画の策定又は政策形成に当たっては、学区まちづくり協議会の自主性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映させなければなりません。

4 市は、学区まちづくり協議会の活動に対して、必要な支援を行うものとします。

5 市は、学区まちづくり協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部をその組織に委ねることができます。

6 学区まちづくり協議会は、別に条例に定めるところにより設置するコミュニティセンター又は地域防災センターに活動の拠点を置くものとします。

(平成30条例30・一部改正)

第7章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第31条 市は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとしします。

2 市は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとしします。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

付 則（平成30年条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○近江八幡市協働のまちづくり推進委員会規則

平成 28 年 2 月 10 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、近江八幡市協働のまちづくり基本条例（平成 23 年近江八幡市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 4 項の規定に基づき、近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学区まちづくり協議会の代表
- (3) 市連合自治会の代表
- (4) 経済団体代表
- (5) NPO 関係者
- (6) 公募委員
- (7) 協働のまちづくり所管部長
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働のまちづくり主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第2項の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

施策体系

〔 理念 〕

〔 方針（取組目標） 〕

〔 基本施策 〕

〔 主な事業 〕

分
か
ち
合
う

知
っ
て
か
か
わ
っ
て
つ
な
が
っ
て

み
ん
な
が
笑
顔
の
ま
ち
づ
く
り

1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます

（１）地域活動に対する理解促進

○地域活動事例の紹介 ○自治会運営マニュアルの発行・充実
○共生社会推進にかかる意識啓発

（２）ライフステージに応じた地域学習機会等の提供

○教育機関と連携した地域学習の推進
○シニア世代の社会参加の促進と活動意欲の醸成
○勤労世代向けの生涯学習活動の充実 ○企業等に対するワークライフバランスの啓発と地域活動への理解促進

（３）参加を促進するための環境づくり

○効率的・魅力的な広報紙の制作 ○ICTを活用した地域情報の提供
○障がい者や女性、外国人等、多様な市民が参加できる機会の拡充 ○それぞれの特性に応じた参加しやすい環境整備

（４）市政への参画機会の拡大

○市民参画事例の紹介 ○広聴の機会の拡大
○行政が保有する情報の積極的な開示
○市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけ

2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します

（１）地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援

○地域活動団体等への情報発信や活動支援の充実
○コミュニティセンターや自治会館等の活用促進
○コミュニティビジネス等への支援
○団体のリーダー養成への支援 ○中間支援機能の充実

（２）市民自治推進体制の整備

○市民自治への理解を促す職員研修の充実 ○職員の自発的な地域活動を進めるための環境整備 ○庁内推進体制の整備
○各種行政計画における市民自治や協働のあり方の検証

3 地域コミュニティの強化と多様な活動の連携を図り、新たな担い手づくりに取り組みます

（１）自治会加入促進・組織強化

○転入者や未加入世帯に対する自治会加入促進
○未設置地域や低加入率区域に対する支援
○役員の負担を軽減するための取り組み
○自治会活動の紹介と好事例の情報発信

（２）地域活動の担い手育成

○多様な担い手を養成するための研修や出前講座等の充実
○若い世代が地域活動につながる仕組みづくり

（３）多様なコミュニティのネットワークの構築・強化

○行政と地域活動団体等の連携強化と役割分担
○地域活動団体（自治会・まち協等）間の連携強化
○地域と市民活動団体をつなぐ仕組みづくり（意見交換の場の創出・情報共有・協働事業の推進マッチング機会の創出）
○企業の社会貢献活動の促進

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
								令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
1 地域 への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	(1) 地域活動に対する理解促進	1	地域活動の紹介	地域活動への理解促進	市民	広報紙、SNS等で地域活動の紹介や案内をします。	引き続き、広報紙やSNS等で地域活動などを紹介する。	広報紙やSNS等で地域活動などを紹介した。	A	【効果】積極的に地域活動の情報を発信したことにより市民の理解を得られ、市民活動の推進の一助となった。	引き続き、広報紙やSNS等で地域活動などを紹介する。	継続実施	地域活動の積極的な情報発信を図る。	秘書広報課
		2	学区まちづくり協議会の活動紹介	地域の活動を周知するため、各学区でまち協だよりを発行	市民(各学区)	各学区まちづくり協議会がまち協だよりを毎月作成し、全戸に配布しています。これにより、身近な地域で行われている事業の紹介や案内をしています。	地域活動を学区住民に伝える情報誌として、引き続き特色ある紙面の作成、発行を支援する。また、地域活動に興味を持つ人や行事参加者の増加に繋がるよう、各シーンでまち協だよりの案内に伝える。	各学区がまち協だよりを毎月発行し、地域活動に係る情報発信を行った。また、まち協だよりを庁内掲示板に掲載し、市職員にまち協の活動を周知した。	A	【効果】まち協事業の周知や理解、地域活動への参加呼び掛け、市職員のまち協理解に大きな効果があった。 【課題】より効果的な紙面のデザイン、レイアウトの作成支援や若者向けの広報の方法についての研究が課題。	地域活動を学区住民に伝える情報誌として、引き続き特色ある紙面の作成、発行を支援する。また、地域活動に興味を持つ人や行事参加者の増加に繋がるよう、各シーンでまち協だよりの周知を行う。	継続実施	より学区民の興味を引き立てられるよう、カラー、フォント、写真、記事内容についてまち協合同研修などを行い、各学区まち協の特色あるまち協だよりが発行できるよう指導及び手助けを行う。	まちづくり協働課
		3	消費者月間におけるパネル展示	消費者月間に係る周知・啓発及び消費生活サポーターの募集	市民	消費生活月間(5月)の時期にパネル展示を行い、消費者トラブルの事例紹介や消費生活サポーターの募集を行います。	消費者月間の時期に図書館でパネル展示を実施し、市消費生活センターの紹介や消費生活サポーターの募集を行う。	・近江八幡図書館1階ホール(5月1日～30日)及び市役所1階ロビー(5月12～23日)にてパネル展示を実施。 「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 へのグリーンにする?～」をテーマに、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動や消費者トラブルの事例について紹介し、併せて、消費生活サポーター「はちサポ」のメンバー募集に関する掲示やチラシの設置を行った。	B	【効果】市民に対し、グリーン志向消費や消費者トラブルの具体的な事例について紹介するとともに、消費生活サポーターの取組やメンバー募集について案内することができた。 【課題】展示の閲覧者数の把握が難しいほか、消費生活サポーターに関する問い合わせに至らない。市民が目にするような工夫をはじめ、消費生活サポーターについての更なる情報発信が必要である。	消費者月間の時期に市役所及び図書館でパネル展示を実施し、消費者トラブルの事例紹介や消費生活サポーターに関する案内を行う。	継続実施	市民一人一人が消費者市民社会の一員としての自覚を持ち、消費者としての権利と責任を果たすことができるよう、消費生活サポーターの拡大を目指す。	消費生活センター
		4	資源ごみ集団回収推進補助事業	ごみの減量、資源の有効化及びごみ問題に対する意識向上	自治会、子ども会、老人会、PTA等(非事業者)	資源ごみの集団回収(対象1品目以上の回収)を年1回以上実施する団体に補助金を交付します。	説明会を通して前年度実施団体の事業継続及び新規団体への事業参加を呼びかける。 地域活動の参加による、ごみ減量と資源ごみリサイクル活動に伴い、前年度の活動団体数、取組回数を超えることを目標に事業を周知する。	補助金交付団体数:81団体 資源回収量:489,842kg	C	【効果】補助金の交付によって地域活動である資源ごみ集団回収活動を促進させ、資源ごみのリサイクルに繋げることができたが、昨年度に比べ活動団体数・資源回収量ともに減少した。 【課題】少子高齢化や自治会離れの傾向もあり、昨年度に比べ活動団体数や資源回収量が減少した。	説明会を通して前年度実施団体の事業継続及び新規団体への事業参加を呼びかける。 地域活動の参加による、ごみ減量と資源ごみリサイクル活動に伴い、前年度の活動団体数、取組回数を超えることを目標に事業を周知する。	継続実施	過去5年間の集団回収総量の平均値を上回る	生活環境課
		5	学区まちづくり協議会の子育て支援の紹介(ホームページ・子育て情報冊子)	まちづくり協議会の子育て支援の紹介	妊娠中、子育て中の親	各学区まちづくり協議会で実施している子育て支援の情報を、ホームページ・子育てガイドブック・子育て情報紙で紹介していきます。学区実施している子育て支援情報だけでなく、学区まちづくり協議会が行っている支援の情報発信を行います。	各まちづくり協議会と連携するとともに、子育て情報が広く伝わるよう、SNS等を活用し、子育て支援情報の周知に努める。	各学区まちづくり協議会で実施している子育て支援の情報について、子育てガイドブック・子育て情報誌で紹介することができた。	B	【効果】ホームページや紙面に取組を紹介することで、子育て支援情報を知ってもらえきっかけとなり、各まちづくり協議会が実施する事業へ親子が参加出来た。 【課題】情報発信の充実について検討していく必要がある。	各まちづくり協議会と連携するとともに、子育て情報が広く伝わるよう、SNS等を活用し、子育て支援情報の周知に努める。	継続実施	近江八幡子育てネットワーク等のSNSの充実、はちびひろばなどでさらなる情報発信ができるよう、連携強化に努める。	子ども家庭センター
		6	マナビ通信の発行	近江八幡市の生涯学習・社会教育に関する情報を収集して整理し、市民が求める学びが見つかるように「マナビ通信」を発行	市民	年2回、イベント等の紹介紙を発行し、それらを市ホームページ等にも掲載しています。紹介紙やホームページだけでなく、SNS等の発信により、幅広い市民のニーズに合わせた身近な学習情報の提供を図ります。	生涯学習の情報を収集し、市民へ提供するため、市および市関連施設の行事・講座・教室の予定一覧を上・下半期ごとに分けて作成した。 作成した予定一覧を各コミュニティセンターや関係施設に配布し、市のホームページにも掲載した。	生涯学習の情報を収集、市民へ提供するため、市および市関連施設の行事・講座・教室の予定一覧を上・下半期ごとに分けて作成した。 作成した予定一覧を各コミュニティセンターや関係施設に配布し、市のホームページにも掲載した。	B	【効果】市及び市関連施設の行事・講座・教室等の情報を集約することで、生涯学習情報を求める市民へ情報提供することができた。 【課題】紙媒体での配布では行き渡る範囲に限りがあるため、媒体の種類等を工夫する必要がある。	生涯学習の情報誌として、今後も多様な学びの場となるよう、新たな内容を掲載していく。 本通信や、生涯学習に関する情報を、幅広く情報提供ができるように改善していく必要がある。市民への学習ニーズと提供情報のマッチングや、情報の発信方法を検討しながら、市民の学習機会の充実を図る。	継続実施	紹介紙やHPだけでなく、SNS等の発信により、幅広く市民のニーズに合わせた身近な学習情報の提供を図る。	生涯学習課
	自治会等運営マニュアルの発行・充実	7	「まちづくり資料集」の作成	自治会長の負担軽減と自治会の円滑な運営につなげる。	自治会長	住民の信頼が得られるような透明性のある運営に繋がるための地域活動に関する手引きを作成しています。	補助金だけでなく、各種自治会への貸出物品や講座等、自治会長が知りたい情報を掲載する。	自治会活動等に対する補助や支援に関する情報の一元化を図ることを目的として「まちづくり資料集」を作成し、全自治会に配布した。	B	【効果】情報を一元化することで、容易に補助に関する情報が得られ、自治会の負担軽減に寄与することができた。 【課題】自治会長のみに配布しているため、自治会内で情報が共有されていない場合があった。	引き続き情報の集約により自治会運営の負担軽減に取り組む。 資料集にホームページIDやオンライン申請のQRコードを掲載し、デジタル化を推進できるよう取り組む。	継続実施	自治会運営に必要な情報を的確に把握し、内容の充実化を図っている。自治会長をはじめとした各役員の自治会運営の事務負担の軽減に繋がっている。	まちづくり協働課
		8	「地縁団体の法人化マニュアル」の発行	自治会法人化に係る自治会の負担軽減と自治会の円滑な法人化を目指す	自治会	自治会等の地縁団体が認可を受けるための手順等を示した手引きを作成し発行します。	法人化を目指す団体に対して適切な指導や助言を行う。	法人化を目指す団体に対して適切な指導ができて、希望された自治会に説明を実施した。	B	【効果】令和7年度は新規に申請した自治会はないが、検討中の自治会に対する助言や規約のチェック等の支援をすることができた。 【課題】特になし。	法人化を目指す団体に対して適切な指導や助言を行う。	継続実施	法人化を目指す認可地縁団体が円滑に認可されている。毎年1～2団体。	まちづくり協働課
		9	外国人との共生社会の取組	外国人が暮らしやすい社会を実現するための取組を実施する	市民	(公財)市国際協会と連携して、市広報多言語版【英語(やさしい日本語)版、ポルトガル語版】を発行。市ホームページ等への掲載を通じ、やさしい日本語の普及を進めます。	(公財)近江八幡市国際協会と連携し外国人に対する情報提供を行う。 また、市職員への研修を行い多文化共生に対する意識の向上に努める。	外国語版広報の掲載や多文化共生推進庁内会議の開催等、様々な事情を持つ外国人に対する情報にアクセスしやすい環境づくりに取り組んだ。	B	【効果】外国人住民に必要な行政情報を提供することができた。 【課題】市民に対する意識啓発の働きかけが十分ではない。	(公財)近江八幡市国際協会と連携し外国人に対する情報提供を行う。 また、市職員への研修を行い多文化共生に対する意識の向上に努める。	継続実施	国籍や言語等に捉われないことなく、誰もがコミュニケーションや情報の収集ができる社会が推進されている。	まちづくり協働課
		10	男女共同参画推進員事業	地域での男女共同参画の推進	自治会長、男女共同参画推進員	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、地域での男女共同参画推進の取組について、自治会長・推進員を対象に研修会を実施します。また、啓発に使用する資料等の提供を行います。	参加者数150人程度を目標に男女共同参画推進員研修会を実施する。	・県立男女共同参画センター(G-net)が大ホールにて、令和7年6月7日(土)に男女共同参画推進員研修会を開催し、98人の参加があった。 ・次世代につなぐジェンダー平等の地域づくりと題し「ジェンダー・フューチャー・ミュージアム」代表・滋賀県立大学男女共同参画アドバイザーの勝身真理子先生に講演いただいた。また、自治会内での啓発活動等の取組について説明し、啓発資料を提供した。	B	【効果】男女共同参画推進員に対して、男女共同参画の啓発を行うことができた。また、参加者数は少なかつたものの、グループワークを行い効果的な学習ができた。 【課題】自治会における男女共同参画の啓発活動が人権啓発活動とまとめて実施されることが多い。	開催形式を変更し、各学区コミュニティセンターで人権尊重のまちづくり推進員・男女共同参画推進員・自治会長合同研修会として開催する。	継続実施	性別に関係なく、誰もが公平な立場で参画できる活力ある地域社会を構築する。	人権・市民生活課
		11	障がい理解のための講師派遣	障がい理解のための講師派遣リストに基づき講師を派遣し、障がい者に対する理解を深めていくことを目的とする	市民、自治会、学区まちづくり協議会、学校、企業等	障がいの理解をテーマとした学区まちづくり協議会や各単位自治会、企業等の講演会・研修会等において、障がい者関係団体等の理解と協力のもと講師を派遣します。	地域や福祉事業所だけでなく、企業や医療関係機関に啓発を広げることを目的に、ロータリークラブに加え医師会において講師派遣リストの活用を周知する。	企業内人権問題推進連絡会の会員事業所(70事業所)にリストの周知を行った。教育機関や福祉事業所等が主催する研修会へ、講師の派遣を10件行った。	B	【効果】地域の障がいに関する理解が深まった。特に対象者に年齢層が多く含まれており、早期に障がいの理解が深まることで偏見や差別の解消に繋がった。 【課題】利用団体に派遣される事業所に偏りが見られた。	引き続き地域や福祉事業所だけでなく、企業や医療関係機関に啓発を広げることを目的に、企業内人権問題推進連絡会、ロータリークラブ、医師会において講師派遣リストの活用を周知する。	引き続きより多くの利用へ向けての周知・検討を行う。	引き続き講師を派遣することにより、障がい者に対する理解が深まり地域で支えあい、互いに人権を尊重することができる豊かな共生社会を実現。	障がい福祉課
		12	認知症啓発事業	認知症啓発の人材育成、地域での啓発活動の実践により、市民が認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を支える体制が整う。	市民	新規のキャラバン・メイト(認知症の啓発人材の市民ボランティア)の養成及びスキルアップ支援を行います。地域・学校・企業での認知症啓発の実施。認知症啓発におけるキャラバン・メイト、学校や地域との調整を行います。	東近江圏域キャラバン・メイト養成研修にて、キャラバン・メイトを5名養成。認知症サポーター養成企業・職域型…1回 22人。中学校・高校…3校 366人 認知症啓発講座(1時間)地域啓発…5回 87人 小学校啓発…5校414人	東近江圏域キャラバン・メイト養成研修にて、キャラバン・メイトを5名養成。認知症サポーター養成企業・職域型…1回 22人。中学校・高校…3校 366人 認知症啓発講座(1時間)地域啓発…5回 87人 小学校啓発…5校414人	B	【効果】新たにキャラバン・メイトを養成することができた。地域や職域、学校などに出向き、幅広い年代層を対象に継続して認知症啓発を実施し、市民の認知症の理解促進につなげることができた。 【課題】現在は活動できるボランティアが限られている。	キャラバン・メイト養成研修は隔年で実施しているため、令和8年度は予定なし。多くのボランティア人材が活動に参画できるような体制づくりを進め、幅広い年代層を対象に認知症啓発・認知症サポーター養成を継続して実施していく。	継続実施	認知症の啓発活動の実践、キャラバン・メイトのスキルアップを図ることで、地域での認知症理解が促進し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域でできるだけ長く生活することができる。	長寿福祉課

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
1 地域への関心を高め、 地域活動や市政への参加・参画を進めます	(2) ライフステージに応じた地域学習機会等の提供	教育機関と連携した地域に関する学びや活動の推進	13	「早寝・早起き・あさ・い・ど」運動の推進	基本的な生活習慣の確立と健康の保持・増進	市民	わたSHIGA輝く国スポ・陸スポ2025に向け、機運を高めるとともに「早寝・早起き・あさ・い・ど」運動の「う」(運動)の推進のため、「にこまる体操(仮称)」を制作し、行政、学校、地域に広めます。	にこまる体操の市民への普及・啓発 ・1日2回のTV放送 ・イベント等での周知啓発	・スポーツフェスティバルにおける市民周知 ・TVにおける朝・夕2回の放映	C	公立幼稚園やこども園では全国で日常的に実践しているが、市民全体への普及には至っていない。	小学校や幼稚園・こども園においての実践	検討	基本的な生活習慣の確立と「にこまる体操」の市民への定着。	教育総務課
			14	お出かけ演奏会	本物の音楽に触れる機会の創出と地域の歴史学習	主に小学6年生	子どもたちを対象としたアウトリーチ事業で、主に小学校へ向かい、安土桃山時代の生活様式等を、西洋音楽史の視点からふるとして学習として学びます。現在は、対象を未就学児まで拡大し、当時独自の事業としてワークショップを構築しています。プロの音楽家による古楽器の演奏とお話を通して、地域の歴史と本物の音楽に触れる機会を創出し、豊かな感性を育む施策を実施します。	「アートで広げる未来のプロジェクト事業」として、各種力キュラムを拡充するとともに、「お出かけ演奏会」については、当時のメニューとして引き続き事業を継続実施する。文化芸術に触れる機会を創出するため、学校や国所、地域での事業実施について内容や運営を検討する。	市内の国所・小学校を対象に、プロの演奏家によるアウトリーチ事業を実施した。4校12園所で、過去最多となる計20公演を行い、古楽器演奏を通して本物の音楽に触れる機会と、安土桃山時代の音楽文化に関するふるさと学習を提供した。	A	【効果】国所については、公立だけでなく民営にも実施の希望調査を行い、対象を拡大した。 【課題】主対象である小学6年生への実施が全校で実現できなかった一方、未就学児施設からの希望が多く、対象や実施枠の調整が課題となった。	主対象である小学6年生への実施校拡大を図るとともに、未就学児施設からのニーズにも対応し、対象や実施回数のバランスを調整しながら事業を実施する。また、文化財を活用した歴史学習との連携を強化し、6年生のふるさと学習の充実を図る。	継続実施	新たな生活様式に対応することを基本に、文化芸術を創造し享受する新しい形を模索しながら、子どもや若者への文化芸術への関心が高まり、地域の文化が次世代へ引き継がれ、郷土への愛着や誇りにつながっていることを目指す。	文化振興課
			15	「わたしたちの近江八幡」の活用促進	ふるさと学習	小学3～6年生	ふるさと学習促進のため、小学3～6年生が社会科の学習時に副読本として「わたしたちの近江八幡」を活用します。地域の施設、企業、人と連携を図って内容を精査し、副読本を作成します。	改訂作業を行い、子どもたちの主体的な学びにつながる構成を工夫し、内容を充実させる。	各小学校で副読本を活用し、社会科や総合的な学習の時間を充実させることができた。また、活用資料集の改訂にかかる予算の確保に向けて計画を立てた。	B	【効果】特に3・4年生で副読本を活用し、ふるさと(地域や市)について深く学ぶことができた。 【課題】課題発見力や問題解決型の学習の充実を目指した資料の充実を図る必要がある。	副読本新版を活用し、校外学習やふるさと学習と結び付けて学びを深める。子どもが自ら関心を立てて探求へと発展させる学習を推進する。	継続実施	引き続き、副読本改訂や社会科を中心とした学習で協働体制をとっていき。近江八幡市の子どもたちの学習のために何ができるかを考えていく。最新の情報を掲載し学んでいけるよう、新たな取組先や学びの場を開拓を続けていく。	学校教育課
			16	人生伝承塾	地域の伝統文化等を、継承している登録した講師が子どもに伝える事業を全小中学校で実施。	公立国所、小中学校	子どもの頃から、地域の伝統文化や芸術等に触れたり、地域の良さや課題について考える機会を創出します。	各校園が活用した「にこまるポケット」未登録の人材について整理し、リスト化した。今後、それらの登録を適宜進め、随時「にこまるポケット」の更新を行う予定である。	小中学校の全教職員が同時に人材情報が閲覧できるように、共有ネットワーク(Googleドライブ)内にデータを整備した。公立国所においては、生涯学習課公開キボネットに掲載し、デジタルデータとして利活用ができるようにした。	B	【効果】「にこまるポケット」に登録されている人材を活用した授業実践が行われている。 【課題】登録されていない講師人材を活用している学校間も一定数見受けられる。それらの人材に「にこまるポケット」への登録を依頼し、人材リストとしての内容充実を図る必要がある。	各校園が活用した「にこまるポケット」未登録の人材について情報収集し、リスト化する。このような新規登録を適宜進め、随時「にこまるポケット」の更新を行い、活用を促進する。	継続実施	伝承していただいた生き方や伝統文化、技能から、「自分の人生において本当に大切なことは何か」といった生き方に関わる問いについて考え、それぞれの個性に応じた答えを得ようとする姿を目指す。	生涯学習課
	シニア世代の社会参加の促進と活動意欲の醸成	17	オレンジサポーター養成事業	居場所の担い手の養成、活動支援を行うことで、高齢者の社会参加、活躍できる機会を創出する。	市内に住所を有する居場所運営に意欲がある人(講座受講者は全て60歳以上)	シニア世代等の個人が持つ知識、技術、技能等を活かす場を提供し、主体的に活動する意欲を高められるよう、養成講座開催、講座終了後の継続的な活動支援を行います。	定例会の実施を継続し、モチベーション維持に努める。	・オレンジサポーターについては、月1回定例会を実施し、活動状況や地域の現状、課題等について情報共有を行った。	B	【効果】定例会の実施により、活動状況の共有や課題の確認、スキルアップに向けた活動について検討することができている。 【課題】現在は活動できるボランティアが限られている。	定例会の実施を継続し、モチベーション維持に努める。 多くのボランティアが活動に参加できるよう、定例会の対象をオレンジサポーターからキャラバン・メイトに拡大する。	継続実施	高齢者の豊富な経験と知識を活かしながら、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍する。	長寿福祉課	
		18	虚勢な方も参加できる市民主体の通いの場の創出	それぞれの地域課題や高齢者の生活実態を踏まえながら、地域に住民主体の通いの場を整備する必要があることを伝えるとともに、高齢者の生活や社会参加に関する地域住民の思いを確認し、協働に向けた情報提供や立ち上げ支援を行います。	自治会、学区まちづくり協議会	それぞれの地域課題や高齢者の生活実態を踏まえながら、地域に住民主体の通いの場を整備する必要があることを伝えるとともに、高齢者の生活や社会参加に関する地域住民の思いを確認し、協働に向けた情報提供や立ち上げ支援を行う。	いきいき百歳体操の新規立ち上げは2グループであり、全118か所にて開催されている。「いきいき百歳体操応援サポーター」によるミニ講座(正しい体操の仕方・フレイルについて)について、市内4か所で開催した。また保健事業と介護予防の一体的実施事業で栄養士5か所(計68人)、歯科衛生士4か所(計46人)、薬剤師3か所(計39人)の出前講座を実施した。虚勢な方も通いやしやすい環境を整備するため、地域介護予防活動支援事業費補助金を活用しているが利用は0件であった。	B	【効果】「いきいき百歳体操応援サポーター」の活動により、いきいき百歳体操の継続実施に向けたフォロー体制の基盤を作ることができた。 【課題】いきいき百歳体操の場の立ち上げ未の地域があり、各園域の生活支援コーディネーターと連携しながら立ち上げ支援を継続する必要がある。また、虚勢な方も通いやしやすい環境を整備するため、地域介護予防活動支援事業費補助金についてはより多くの通いの場で活用いただけるよう引き続き制度の啓発等が必要であり、(リハビリテーション、歯科、栄養等専門職)関与するメニューによりフレイル予防対策も進めていく。	いきいき百歳体操全グループにミニ講座等の意向調査を行い、希望するグループへ協働の場を継続する支援をする。また、地域介護予防活動支援事業費補助金については、より多くの地域・団体で活用いただけるよう啓発等の取り組みを進める。	継続実施	徒歩圏内で通える通いの場が増加し、虚勢な状態になっても通い続けることができる通いの場ができていく。	長寿福祉課		
		19	おやじ連作品展	シニアが生き甲斐をもって楽しく活動する喜びを多くの来場者に知ってもらう。	市民(シニア)	おやじ連として活躍している人々が、普段のボランティア活動から離れて文化活動を通して世代を超えた交流を行い、仲間づくりの成果発表機会として、文化会館において作品展示・発表を行います。	シニア世代の社会参加の促進のため、引き続き、作品展を開催し、交流を図る。	退職後の居場所づくりとして活動が続けている人々の作品の展示・発表を通じて、シニア世代の仲間づくりの機会醸成に寄与した。	B	【効果】活動成果の展示発表により、仲間づくりの交流が広がった。 【課題】交流や社会参加のきっかけづくりとして、より発展する形の検討が必要である。	シニア世代の仲間づくり、社会参加の促進のため、引き続き、作品展を開催し、交流を図る。	継続実施	おやじ連の活動が、継続的に実施していただけるように、日頃の仲間づくりの活性化と生きがいづくりに寄与する取組の成果を広く伝承するとともに、この成果を地域活動に活かせる社会づくりを目指す。	生涯学習課	
	とら企業等連携による活動の推進	20	市民大学講座	学びの機会充実としてこの事業を実施し、一人ひとりが大切にされ、将来の夢の実現に向けて希望が持てるような近江八幡市のまちづくりを、共に進める人材の育成をはかることを目的とする。	市民	近江八幡市のまちづくりを、共に進める人材育成を目的として、年間数回の講座を開催し、勤労世代の学びの機会や生涯学習機会を創出します。	多様な媒体による市民周知に努めるとともに、多くの市民に関心のある内容(テーマ等)の講座を検討する。	チラシの設置や公式LINEにて周知を行い、講座を計5回開催した。	B	【効果】事後アンケートで講座の内容に対して肯定的な回答をした参加者の割合が90%を超えており、満足度の高い学習機会を提供できた。 【課題】充実した講座を提供するため、引き続き多様な講座を企画する必要がある。	多様な媒体を活用して市民周知を行い、多くの市民に関心のある内容(テーマ等)の講座を実施する。	継続実施	各学区の資産(人・歴史・自然・文化)をテーマにした対面型の講座をシリーズで開催するとともに、様々な課題の解決につながる生涯学習機会づくりを目指す。	生涯学習課	
		21	「働き方改革セミナー」を開催	市内に在住者や市内企業に勤者を対象にワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、企業のよりよい労働環境づくりの一助となることを目的とする。	市内事業所担当者等	市または企業内人権問題推進連絡(企人連)が後援としてセミナーを開催します。また、企人連会員事業所は各事業所内にてセミナーの内容を踏まえ、従業員のワーク・ライフ・バランス向上に努めます。セミナーを開催することにより、企業のよりよい労働環境づくりの一助とし、市内に在住者や在勤者のワーク・ライフ・バランス向上に努めます。	チラシの配布や文書での案内だけでなく、各関係機関や企業に直接案内するなど、より多くの企業に参加していただけるよう取り組み、市内企業の職場環境整備の促進につながるよう努める。	市と企人連の共催で「カスハラ・パワハラ対策セミナー」を市内企業役員・管理職・人事労務担当者向けに開催し17名の参加があった。市広報、市LINEを活用し周知を行ったほか、市内企業の人材・労務担当者に直接連絡し、参加者の増加に繋げることが出来た。	A	【効果】市内企業および市民に対し、ハラスメントの現状や防止対策の具体的な手順について知識を深めていただくことができた。 【課題】参加企業が一部固定化されているため、今後はこれまでで参加していない企業に対して積極的に周知を行い参加を呼びかけたい。	引き続き、セミナーを開催し知識を深めていただくため、チラシの配布や文書での案内だけでなく、各関係機関や企業に直接案内するなど、より多くの企業に参加していただけるよう取り組み、市内企業の職場環境整備の促進につながるよう努める。	継続実施	市内各企業において、ワーク・ライフ・バランスの向上に対する取り組みがなされている。	商工振興課	

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	(3) 参加を促進するための環境づくり	効率的・魅力的な広報紙の制作	22	広報紙の設置等における環境整備	広報紙を手軽に見られる環境整備	市民	地域活動情報を効率的・積極的に提供するため、公共施設をはじめコンビニエンスストア等に設置するとともにSNS等でも発信し、広報紙の閲覧環境の向上に努めます。	広報紙配置箇所の見直しや拡充を図るとともに、デジタル配信を行う。	コンビニエンスストアでは広報紙の配布部数を状況に応じて調整を行った。また、引き続きデジタル配信を行った。	B	【効果】公共施設だけでなく、商業施設やコンビニエンスストア等への設置、及びデジタル配信により広報紙を手軽に見られる環境を整備できた。	引き続き、広報紙やSNS等で地域活動などを紹介する。	継続実施	時代にあった媒体を取り入れ、広報紙を手軽に見られる環境を整備する。	秘書広報課
			23	情報発信	情報を迅速かつ積極的に発信	市民	時代にあった情報媒体の拡充を図り、ホームページや広報紙等で迅速かつ積極的な情報発信を行います。	ホームページやSNS、広報紙等で迅速かつ積極的な情報発信を行う。	時宜を得た情報の発信に努めた。	B	【効果】媒体の特性に応じた時宜を得た情報を発信したことにより、市政の円滑な運営の一助となった。	ホームページやSNS、広報紙等で迅速かつ積極的な情報発信を行う。	継続実施	時代にあった情報媒体の拡充を図り、迅速かつ積極的な情報発信を行う。	秘書広報課
			24	広報「おみはちまん」の英語版、ポルトガル版、および日本語版の発行	市政情報を外国語版(英語、ポルトガル版、および日本語版)に翻訳して発信	外国人住民	地域活動情報を効率的・積極的に提供するために広報紙の翻訳版を作成しホームページに掲載しています。併せて、市国際協会ホームページやSNSでも発信します。	翻訳言語数を増やして市広報を提供するといったことも含め、情報の提供方法についての工夫を加え、より適切に情報提供できるよう取り組みを進める。	毎月市ホームページに英語・ポルトガル語版の広報を掲載した。	B	【効果】外国人住民に必要な行政情報を提供することができた。 【課題】ベトナム国籍の住民が4割を占めているがベトナム語での情報提供に対応できていない。媒体が市HPと国際協会Facebookのみとなっており外国人住民に情報が行き届いているか把握できていない。	翻訳言語数を増やして市広報を提供するといったことも含め、情報の提供方法についての工夫を加え、より適切に情報提供できるよう取り組みを進める。	更なるデジタル化を推進することにより、外国人住民に対し、よりきめ細かな市政の情報提供を行う。	まちづくり協働課	
		25	情報・ICTを積極的に活用し、多様な市民が参加できる機会の拡充	SNSでの情報発信	多様なチャンネルでの情報発信	市民	多様化するSNSを把握し、情報発信手段の拡充を図り、新しい生活様式に対応した広報手法を取り入れます。	公式SNSを活用し情報発信を行うとともに、SNSの活用方針等の検討を行う。	市公式SNSでの情報発信に努めた。特にYouTubeでは撮影・編集等を行い、市の取り組み等を効果的に発信した。	A	【効果】地域活動や市の取り組み等を広報紙だけでなくSNSで紹介した。	公式SNSを活用し情報発信を行う。	継続実施	多様化するSNSを把握し、情報発信手段の拡充を図る。	秘書広報課
		26	障がい者や女性、外国人等、多様な市民が参加できる機会の拡充	市民広報リポーターの活用	市民に親しまれる広報活動の推進	市民	市民に親しまれる広報活動の推進のために、地域活動の取材を市民広報リポーター4人に委託し、その内容を広報紙、SNS等に掲載します。	市民広報リポーターの取材による地域活動などを広報紙やSNS等で紹介する。	4人の市民広報リポーターが地域活動取材し、広報紙やSNS等で紹介した。	B	【効果】市民広報リポーターの目線で取材した地域活動を幅広く紹介できた。 【課題】市民広報リポーターの確保。	市民広報リポーターの取材による地域活動などを広報紙やSNS等で紹介する。	継続実施	市民広報リポーターとの連携を図り、地域の情報を広く発信する。	秘書広報課
		27	多文化共生推進事業	多文化共生の社会を実現するために、在住外国人住民が抱える様々な生活に係る課題を解決していくとともに、市民の国際的意識の醸成と地域社会における在住外国人住民との国際交流の促進を図る	外国人住民	市役所等、行政窓口における外国語通訳業務・行政文書等の多言語通訳業務を委託し、国籍に捉われない対応を目指しています。また、国際交流の推進を図るため、それらの事業の実施や国際姉妹都市交流の支援を行います。	通訳業務及び翻訳業務を引き続き実施すると共に、わいわいフェスタ(市民国際交流のつどい)の実施に向けて取り組みを進める。	外国人相談窓口において、968件の通訳・相談対応を行った。 (公財)近江八幡市国際協会による、各種講座での講師協力などを通して市民の多文化共生の理解を深めることができた。国際姉妹都市交流として、イタリア・マントヴァ市の関係者の視察受け入れなどを行った。	B	【効果】通訳対応を通じて、行政手続きの支援や相談を行うことができた。また、イベントにより市民交流による多文化共生を進めることができた。 【課題】主にベトナム人住民を中心として在留外国人の増加が今後見込まれることから、やさしい日本語や自動翻訳機といったツールをより有効に活用した相談業務が必要。	通訳業務及び翻訳業務を引き続き実施すると共に、わいわいフェスタ(市民国際交流のつどい)の実施またはそれに替わる事業に向けて取り組みを進める。	外国人住民の増加により更に多文化共生の必要性が高まっていると考えられ、多文化共生や国際交流のための施策を更に充実させる。	まちづくり協働課		
		28	キッズつながり隊	キッズつながり隊(ボランティア)を募集し、市内各就学前教育施設とボランティア登録者との調整をとり、安心安全な散歩が実施できるようにする。	市民	市内各就学前教育施設の散歩に同行し安全の確保を強化します。 散歩の目的地や目的地までの道路の整備状況、混雑時、工事中等の危険箇所情報を可能な範囲で伝え事故を予防します。 散歩コースの安全について地域に発信し、住民への安全意識の啓発や送迎を含めた乳幼児親子の安全で安心した地域づくりに協力します。 ボランティアからの散歩ルートの中での危険箇所等気づかれたことを情報共有し、共に対策を考え、地域や保護者住民に発信します。	引き続き各園所と連携をしながらボランティア登録・利用を呼びかけていく。	令和7年度ボランティア登録数は、7学区合計37名であった。利用状況は延べ41名が参加された。	B	【効果】大半の方が登録を継続され、活動中の子どもたちの安全の確保につながっている。 【課題】各園所の利用人数が減少しているため、各園所に利用の呼びかけを行っていく必要がある。また、学区による登録者数の差も大きい。	引き続き、各園所と連携をとりながらボランティアの登録や利用の呼びかけを行っていく。	・キッズつながり隊ボランティアの登録者数が100名に増加し、各施設のキッズつながり隊を利用した際の散歩実施数がスタートの年より2倍となり、安心安全な園外保育の実施につながる。 ・散歩コースの危険箇所を報告してもらい、各園所、関係機関と連携して改善することで危険箇所が減少し、園外保育の実施や地域住民の安全につながる。 ・ボランティア登録者が増加したことで、散歩以外の活動についても園児との交流の機会が増加する。	幼児課		
		29	それぞれの特性に応じた参加しやすい環境整備	自治会向け補助金交付	自治会館等において、障がいのある方や高齢者等でも利用しやすいようバリアフリー化を図る。	自治会	自治会向けに補助金を交付し、自治会館等におけるトイレの洋式化や集落内防犯カメラの設置等誰もが利用しやすい施設や安心安全な環境整備を支援します。	社会情勢や市の政策を踏まえたうえで、自主的なコミュニティ活動の推進につながるよう効果的な補助事業を実施する。	自治会がコミュニティ活動に使用する集会施設や広場の改修、整備に対し補助金を交付した。	B	【効果】自主的な地域コミュニティ活動に補助金を交付することで誰もが使いやすい施設の整備に寄与できた。 【課題】より効果的な補助メニューについて調査研究を行う。	社会情勢や市の政策を踏まえたうえで、自主的なコミュニティ活動の推進につながるよう効果的な補助事業を実施する。	継続実施	各自治会に向けて積極的に補助金の活用を案内するとともに、予算を確保できるよう努める。	まちづくり協働課
		30	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するために、講演会や研修会、病院の受診や学校行事等における手話通訳者・要約筆記者を派遣する。	聴覚障がい者(ろう人、中途失聴・難聴者、盲ろう者)	手話通訳技能認定試験等に合格した者であって、市コミュニケーション支援事業従事者として登録された者について、派遣依頼があった場合に登録者の派遣を行います。	引き続き、手話通訳者・要約筆記者を派遣して、聴覚障がい者のコミュニケーションと社会参加を支援する。	・手話通訳者派遣件数(専任・登録・派遣)324件 ・要約筆記者派遣数(登録・委託)16件	A	【効果】情報取得や意思疎通を支援することで、聴覚障がい者の社会参加を促進することができた。 【課題】若手の手話通訳及び要約筆記の育成が急務となっている。	引き続き、手話通訳者・要約筆記者を派遣して、聴覚障がい者のコミュニケーションと社会参加を支援する。	手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、聴覚障がい者が適切に情報取得や意思疎通が図ることができ、コミュニケーションを取りやすい社会の実現を目指す。	障がい福祉課		
		31	オープンガバナンス推進事業	オープンデータに基づき地域課題を共有することで、時間と場所を選ばず誰もが参加できるプラットフォームを提供	自治会、学区まちづくり協議会、NPO団体、市民団体、企業、市民	政策決定のプロセスをオープンにし、公共性が協働して課題解決に取り組むことを可能とするためのプラットフォームの構築を行います。とりわけ、世代や所属の垣根を超えて誰もが政策立案や地域社会に参画することのできる場として、時間や場所を問わずに参加できるオンライン上のプラットフォーム整備を推進します。	【方針・目標】市協働のまちづくり基本条例に基づく、協働のまちづくり推進の中で、オープンガバナンスの手法を活用して取り組めるよう、全庁的に啓発していくこととした。	事業としては終了しているが、市協働のまちづくり基本条例に基づく、協働のまちづくり推進の中で、オープンガバナンスの手法を活用して取り組めるよう、事業予算化はせず、「市政への市民参画の機会調査」の項目を含めて、全庁的に啓発していくこととした。	-	-	終了見込	誰もが地域に愛着を持ち、地域づくりや市政に参画できる機会があり、市民一人ひとりが協力しあう社会の実現	企画課		

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	(4) 市政への参画機会の拡大	事例紹介の参画	32	市民参画事例集の作成	市内における事業や施策に市民参画を促すため、本市で取り組んだ市民参画の事例集を作成する	市民	様々な市民参画事例のあり方や事例の紹介を行います。	市やまちづくり協議会、自治会の事業や活動に市民が参画した事例を様々な媒体を活用し発信する。	広報おのみちまんに特集として各学区まちづくり協議会の活動紹介を2か年で掲載した。	B	【効果】各学区のまちづくり協議会の特色や事業内容について周知できた。 【課題】市民参画事例の収集が必要。	市やまちづくり協議会、自治会の事業や活動に市民が参画した事例を様々な媒体を活用し発信する。	市民参画の事例集が活用され、行政施策や事業への市民参画の場がこれまで以上に増えている。	まちづくり協働課	
		広聴機会の拡大	33	広聴の充実	市民参画の市政の実現	市民	広く市民の意見を聴取する機会の充実を図ります。	市長への手紙などで市民からの意見や提案を聴取する。	市ホームページでのお問い合わせフォームや市長への手紙などで、市民からの意見や提案を聴取した。	B	【効果】市ホームページでの市長への手紙を受付により、幅広い層の方から意見や提案を徴収できている。	市長への手紙などで市民からの意見や提案を聴取する。	継続実施	市民の意見を広く聴取するため、時代にあった広聴手段の拡充を図る。	秘書広報課
			34	パブリックコメントの実施調査	各種計画における広聴機会の実施と市内の意識付け周知を担いとしてパブリックコメントの実施調査を行う	庁内各部署	各種計画における広聴機会の実施と市内の意識付け周知を担いとしてパブリックコメントの実施調査を行います。併せて、パブリックコメントの実施を庁内で呼び掛け実施を促します。	市民が市政に参画する機会を確保できるよう引き続き参画状況の調査を実施するとともに、庁内に対して実施を促していく。	パブリックコメントの実施状況調査を行い、庁内の実態把握に努めた。	B	【効果】パブリックコメントの実施状況の把握ができた。 【課題】パブリックコメントの効果的な活用と適切な処理について庁内周知が十分ではなかった。実施期間が短い場合が見受けられた。	市民が市政に参画する機会を確保できるよう引き続き参画状況の調査を実施するとともに、庁内に対して実施を促していく。	継続実施	各種計画等策定におけるパブリックコメントの実施を庁内で呼び掛け実施を促す。また、十分な実施期間の確保と実施していることに対して周知を行うよう庁内で呼び掛ける。	まちづくり協働課
			35	自治会要望事業	自治会や地域の運営に対する課題・情報提供を受けることで、関係所属が連携し、課題の拡大に対する未然の対応や、住みよいまちづくりに寄与することができる。	自治会、学区まちづくり協議会	自治会や地域の運営に対する課題・情報提供を受けることで、関係所属が連携し、課題の拡大に対する未然の対応や、住みよいまちづくりに寄与することができるよう、市民の意見を聴取する取組を行います。	自治会要望を受付け、正確に担当課に割振りを行う。また、回答の進捗状況のチェックにより対応を促していく。	自治会からの要望書の受付を行い、内容を整理したうえで担当各課へ送達し、処理対応の依頼を行った。 (要望書受付件数:451件)	A	【効果】地域課題の迅速な解決に寄与できた。 【課題】各課の回答状況の確認と未回答案件への対応依頼。	自治会要望を受付け、正確に担当課に割振りを行う。また、回答の進捗状況のチェックにより対応を促していく。	継続実施	要望書の電子申請の検討(実現のための課題の抽出と対策、フロー等)を実施し、実現できれば自治会役員の負担軽減を図った広聴体制の整備が達成できる。	まちづくり協働課
			36	議会報告会の開催	市政に関する議会審議等の情報発信及び市民への広聴活動の	市民	多くの市民が議会や市政に関心を持ってもらえるよう、毎年議会報告会を開催します。市議会広報広聴委員会において協議を行い、毎年度の議会報告会をどのような内容で開催するかを決定しています。事務局は、企画会議の円滑な進行と活発な議論がなされるよう、資料作成等の会議の運営補助を行います。	より効果的な広報広聴を目指し、市民に興味を持ってもらえるような参加内容や周知方法を協議し、魅力ある議会報告会を実施する。また、議会のICT化の取り組みとして、タブレット端末を導入しており、議員活動及び議会運営の活性化、効率化、省資源化を図る。	令和8年1月の新庁舎への移転を契機として市庁舎見学ツアーと併せて、カフェ形式で議会報告会を開催し、議場体験やタウンミーティング、シールアンケートを実施した。	B	【効果】議場でのタウンミーティングに実際に市民も参加してもらうことで、臨場感を味わえ、市議会を身近に感じてもらうことができた。 【課題】実施時間に限りがあったこともあり、市民からの広聴の部分と比較的弱かった。	引き続き、効果的な広報広聴を目指し、市民にとって参加しやすいような内容や周知方法を協議し、また興味を持ってもらえるような議会報告会を検討する。また、議会のICT化の取り組みとして、タブレット端末の有効活用により議員活動及び議会運営の活性化、効率化、省資源化を図る。	継続実施	新庁舎整備に伴う議会のシステム化やタブレット端末の導入を通して、議会運営の効率化、議会活動の活性化を図る。また、市議会基本条例に基づき、市民に分かりやすい議会を目指して、ICT機器やSNSを活用した市民との意見交換や議会報告会、迅速な情報発信が実施できるよう調査研究を行う。	議会事務局
		行政が保有する情報の積極的な開示	37	オープンデータの推進	オープンデータに基づき地域課題を共有することで、時間と場所を選ばず誰もが参加できるプラットフォームを提供	自治会、学区まちづくり協議会、NPO団体、市民団体、企業、市民	本市が保有する様々な公共データの活用促進を図るため、誰でも自由に二次利用ができ、かつコンピュータによる利用が容易な形でのデータの公開を進めます。	【方針】オープンデータの重要性や活用方法についての周知・啓発を図り、公開データの定期的な更新を行う。 【目標】現在公開しているオープンデータの更新を行うとともに、公開するデータを増やすための取組を行う。	現在公開しているオープンデータの更新を行うことができた。 市民バス(あかこんバス)の標準的なバス情報フォーマットを追加した。	B	【効果】オープンデータの更新を行うとともに、公開データを増やすことで、公共データの活用促進を図ることができた。 【課題】オープンデータの定期的な更新が不可欠であり、各データを保有する庁内関係課との連携が必要となる。	【方針】オープンデータの重要性や活用方法についての周知・啓発を図り、公開データの定期的な更新を行う。 【目標】現在公開しているオープンデータの更新を行うとともに、公開するデータを増やすための取組を行う。	継続実施	誰もが地域に愛着を持ち、地域づくりや市政に参画できる機会があり、市民一人ひとりが協力しあう社会の実現。	行政改革課
			38	水道サポーター事業	水道に関する市民理解の拡充	市民(水道利用者)	水道事業の現状や課題について、様々な媒体で情報の発信を行い、市民の関心・理解を高めることで円滑な事業運営へと繋げます。	水道に関する情報発信を継続し、水道事業に対する市民の理解・関心を高める。新たな情報発信の方法を模索し、より多くの市民に情報が届くよう、また、多くの意見を聞くことができるよう努める。	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ・公共施設での掲示、浄水場見学会等、年間を通して情報発信できた。水道事業運営委員会を開催し、市民(代表)の声を聞ける機会を設けた。	B	【効果】水道事業・上水道施設等に興味・関心を持ち、浄水場見学会に参加し、積極的に質問される市民・子どももいた。 【課題】浄水場見学会の職員、参加者の働き方として開催時期の検討や内容の見直しが必要。また、水道に興味を持っていない人への周知方法の見直しが必要。	水道に関する情報発信を継続し、水道事業に対する市民の理解・関心を高める。新たな情報発信の方法を模索し、より多くの市民に情報が届くよう、また、多くの意見を聞くことができるよう努める。	継続実施	水道事業の現状や課題について、市民の関心・理解を高めることで円滑な事業運営へと繋げる。	上下水道総務課
	内訖市へ大民の参画機会を創出する	39	「まち協だより」の市内PRによる事業参加の促進	各学区のまちづくり事業を「まち協だより」を介してお知らせし、市職員の事業への参加・参画を促すことを目的とする	市職員	市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけをします。	まち協だよりを通じて地域活動の周知を図り、地域活動への参画に繋げる。	庁内掲示板に掲載し、各まち協での活動内容の周知を図っている。	B	【効果】毎月のまち協だよりを庁内に共有することで地域の取組を周知することができた。 【課題】実際の閲覧数などが不明のため地域活動への参加につながっているかが不透明である。	まち協だよりを通じて地域活動の周知を図り、地域活動への参画に繋げる。	継続実施	庁内における「まち協だより」の認知度が向上し、まち協事業への参加・参画する職員が増える。アンケート調査等で確認。	まちづくり協働課	

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を進める体制を整えます	(1) 地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援	地域活動団体等への情報発信や活動支援の充実	40	CCRC推進事業	地域住民が主体的に地域の課題に向き合いながら、まちづくりに取り組むことができるよう、必要な組織運営、活動支援などを行う。	老蘇学区まちづくり協議会	「老蘇学区まちづくりプラン」における個別アクションへの着手や地域住民による推進組織への活動支援に関して、専門的知見を有する外部業者とともにまちづくりを進めます。	令和4年度より、「地域住民が最期まで生きがいをもって住み続けられるまちづくりの実現」を目指し、地域住民自らが課題解決できる基盤づくりのため、市として運営支援を行ってきた。3か年の運営支援を実施した結果、地域における自立運営が可能となったことから、令和7年度以降の取組については事業終了。	-	-	終了見込	地域住民が最期まで生きがいをもって住み続けられるまちづくりの実現。	企画課		
			41	まちづくり団体育成支援事業	自発的にまちの課題に取り組む団体や、新たに課題に取り組む団体の活動を活性化させるため、補助金を交付	NPO団体、市民活動団体	まちの課題を解決する団体に市が補助金を交付します。 補助金活用団体の活動内容を市ホームページ等で公開します。	市民活動団体の更なる活性化を後押しできるよう補助金制度の継続するとともに、引き続き、市民活動団体同士の連携強化を目的とした交流会等を開催する。	まちづくり団体育成支援事業補助金を交付し市民団体の活動を支援した。 令和7年度：30団体交付、(前年比-2)団体のリーダー達による情報交換の場として市民活動団体意見交換会を実施した。	A	【効果】市民活動団体同士の連携強化を目的とした交流会を実施した。 【課題】補助金を受けたい団体の自立を促し、継続的な活動となるよう支援していくことが重要。	市民活動団体の更なる活性化を後押しできるよう補助金制度の継続するとともに、引き続き、市民活動団体同士の連携強化を目的とした交流会等を開催する。	継続実施	誰もが地域に愛着を持ち、地域づくりや市政に参画できる機会があり、市民一人ひとりが協力しあう社会の実現。	まちづくり協働課
			42	自治会運営支援	自治会の運営が円滑に行うための取組を行っている。 ・連合自治会の運営補助や補助金の交付 ・行政事務委託料の交付	まちづくり協議会	市民自治の最も基本的な組織であることを認識し、事業が円滑に進められるよう、人・財政・情報等の支援を行う取組を整備します。	市と市連合自治会が双方で課題を共有し、解決に向けた協議を行うとともに、引き続き、行政事務委託料のあり方について検証する。	自治会が行うまちづくり活動に対する行政事務委託料を増額した。 市連合自治会及び各学区において、行政懇談会を実施するなど地域の課題解決に向けた取組を実施した。	A	【効果】月1回の幹事会や行政懇談会を開催し、市と連合自治会が双方で情報を共有するとともに、地域の課題解決について協議することができた。 【課題】自治会の加入率や役員のみならず不足等、自治組織のあり方に対する考え方が変化している中でどのように運営していくかが課題。	市と市連合自治会が双方で課題を共有し、解決に向けた協議を行うとともに、引き続き、行政事務委託料のあり方について検証する。	継続実施	これまでの取組を引き続き進め、市と連合自治会が双方で情報の共有を図ったり、一部事務支援を行う。 時代に応じた、行政事務委託料の適正額の見直しを行う。	まちづくり協働課
			43	自主防災組織の設立支援	自主防災組織の設立支援	自治会、自主防災組織(防災会等)	平時は防災知識の普及啓発、地域の防災訓練の実施、防災資機材の整備、有事の際には住民の避難誘導、初期消火活動等、地域住民が連携して地域の被害を最小限におさえられるよう、地域での役割を定めた自主防災組織の設立支援を行います。	自主防災組織の活動の活性化のきっかけとなる出前講座や研修会の開催により防災意識の高揚を図るとともに、消防・防災資機材の整備等を実施し、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりを目指します。	●出前講座 ・実施回数 13回 ・総参加者数 約560名 ●防災講演会 ・実施回数 1回 ・総参加者数 約180名 ●消防・防災資機材の整備支援 58自治会	B	【効果】多くの自治会や自主防災組織に対し、出前講座や研修会の実施、資機材の整備支援を行い、災害に対する備えを推進しました。 【課題】災害に対する備えについては、これで十分というのではなく、自治会や自主防災組織の役員は定期的に入れ替わることもあり、継続した取り組みが必要です。	自治会や自主防災組織の活動の活性化のきっかけとなるよう、出前講座や研修会を実施し、防災意識の高揚を図るとともに、消防・防災資機材の整備等を支援し、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりを目指します。	継続実施	日頃よりあらゆる災害に対し、地域と行政が連携し、迅速かつ的確な対応が出来る体制を備え、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりを進めている。	危機管理課
			44	地球温暖化対策に係る取組	各自治会やまちづくり協議会にCO2削減のための取組への支援を行い、市民の意識啓発や行動変革を図る。	自治会、学区まちづくり協議会	市内の地球温暖化対策として、自治会に対してCO2削減のための取組(省エネルギー資源に配慮した取組)の啓発、支援を行います。	近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助制度を継続して実施し、太陽光発電システム又は蓄電システムにかかる補助金を年間各90件以上交付する。	補助金交付件数 太陽光発電システム：121件 蓄電システム：115件	A	【効果】再生可能エネルギー利用を促進し、住民の脱炭素にかかる意識の向上を図ることができた。 【課題】目標件数を上回ったが、昨年度より申請件数は減少したため更なる促進が必要である。	近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助制度を継続して実施し、太陽光発電システム又は蓄電システムにかかる補助金を年間各120件以上交付する。	終了見込	2030年度におけるCO2(二酸化炭素)の排出量を2013年度比で50%削減する。 また、2050年度における同排出量を2013年度比で実質ゼロにする。	環境政策課
			45	近江八幡市子育て支援団体の登録制度	子育て世帯を応援する地域社会づくりを目指し、近江八幡市内で児童福祉の向上及び子育て親子に対する支援に取り組む子育てサークルや子育て支援団体等の登録を行い、その活動の育成及び活性化を図る。	NPO団体、市民活動団体	子育て世帯を応援する地域社会づくりを目指し、近江八幡市内で児童福祉の向上及び子育て親子に対する支援に取り組む子育てサークルや子育て支援団体等の登録を行い、その活動の育成及び活性化を図っていく。また、引き続き子育て情報紙へ団体情報を掲載し情報発信の充実を図る。	各団体が集まる会議や、イベントに参加し、団体の活動内容の把握や抱える課題を聞き取り施策への反映を検討する。また、引き続き子育て情報紙へ団体情報を掲載し情報発信の充実を図る。	子育て支援に取り組む子育てサークル、子育て支援団体の交流会等に参加し連携を強化した。	B	【効果】令和6年度末では28団体の子育て支援団体の登録があったが、令和7年度末では31団体の登録と増加した。また、子育て支援団体が参加する定期的な会議に参画することにより、連携と情報収集に努めた。 【課題】多くの子育て支援団体は、ボランティアに立ち上げられ、また主催者自身も仕事や子育てでなかなか運営されており、資金面での課題がある。広く活用できる補助金や活動場所の確保などの施策について検討する必要がある。	各団体が集まる会議や、イベントに参加し、団体の活動内容の把握や抱える課題を聞き取り施策への反映を検討する。また、引き続き子育て情報紙へ団体情報を掲載し情報発信の充実を図る。	継続実施	子育てサークル・支援団体の登録を促進し、地域で子育て中の親子の居場所が充実するよう努める。また、各団体が活動を円滑に実施できるよう、課題の把握、情報発信・連携強化を図る。	子ども家庭センター
			46	近隣景観形成協定対策事業	協定地区内での景観に対する意識の醸成とそれに係る支援	近隣景観形成協定地区	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき締結された近隣景観形成協定、都市緑地法に基づく緑地協定又は建築基準法に基づく建築協定の関係者が、当該協定の区域内において行う景観形成に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	計画されている補助事業の円滑な実施を行う。事業内容を広く周知するためHPの活用を行う。	計画事業がなかったため、補助金交付実績はなかったが、次年度に1件実施予定とすることができた。	B	【効果】協定地区内での景観に対する意識の醸成に寄与することができた。 【課題】協定地区住民の高齢化などによる担い手不足。	計画されている補助事業の円滑な実施を行う。事業内容を広く周知するためHPの活用を行う。	継続実施	地域に住む市民自ら参加することにより、地域への愛着を育むことが出来る。	都市計画課
			47	安土未来づくり推進事業	安土地域の歴史や文化、各種行事などの地域資源を生かした地域活性化を進めるため、地域の特色に応じたまちづくり計画を策定する。	安土地域の自治会、学区まちづくり協議会、安土地域の市民活動団体	地域の歴史・文化や各団体等で実施している事業等の地域資源について、情報収集を行い、地域の特色に応じたまちづくり計画を策定します。	令和8年の安土城築城450年を安土城築城450年協議会を中心に各種団体が連携・協力し、オール近江八幡体制で機運の盛り上げを目指す。	安土城築城450年協議会を中心とし、各種イベントの実施や、ラッピングバス運行、のぼり旗作成による啓発等を実施した。	B	【効果】令和8年の安土城築城450年に向けた気運醸成を図ることができた。 【課題】安土地域のみならず、八幡地区を含めた市全域の地域振興につながる取り組みを進めていく必要がある。	令和8年の安土城築城450年については主管課と協力して事業を進めていくとともに、地域振興につながる各種取り組みを進めていく。	継続実施	各団体等で実施している事業を一元化し、運営の効率化や広報活動の強化を行い、各団体等の負担を軽減させつつ、事業を継続して行ける体制を構築する。	安土未来づくり課
			48	図書館運営事業	資料・情報・活動の場を提供	市民、NPO団体、市民活動団体	市民自らが地域の課題を認識し解決することが求められており、資料・情報・活動の場を提供することにより、自立した市民活動を支えます。	講演会や企画事業等、活動の場を提供することにより、読書活動推進及び市民の独立した活動を支える。	近江八幡図書館において、近江八幡読書グループ連絡会と共同で歴史講演会を実施した。	B	【効果】95名が参加し、歴史や郷土への関心を高めることができた。 【課題】広く市民が図書館を利用できるよう、駐車場の確保に苦慮している。	講演会や企画事業等、活動の場を提供することにより、読書活動推進及び市民の独立した活動を支える。	自立した市民活動につながる	自立した市民活動につながる	図書館

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
2	住民の 主体性を尊重し、 地域活動や市民活動 を促進する体制を 整備します	コミュニティーセン ター等の活用促進 や自治	49	コミュニティーセン ターの利用促進	各種団体のコミュニティーセン ター利用を促進させるための 取組を行う	市民、市民活動団体	コミュニティーセンターの利用に係る登録団体 制度を設け、地域活動を行う団体や公益性 のある団体については一部免除を行う制度 を設ける等、コミュニティーセンターの利用を促 進するための取組みを進めます。	全コミュニティーセンターで稼働されるよう調 整する。	公共施設予約システムにより、利用者の利 便性向上及び各コミュニティーセンターの事 務負担の軽減を図った。	A	【効果】公共施設予約システムにより、利 用者の利便性の向上を図ることができた。 【課題】システムは全コミュニティーセン ターに導入したが一部の学区で稼働するまで に至っていない。	全コミュニティーセンターで稼働されるよう 調整する。	継続実施	コミュニティーセンター利用促進のため、I CT化を含めた資機システムを検討す る。	まちづくり 協働課
			50	自治会館改 修に係る補 助事業	各地域の自治会館や集会所 の改修や修繕に対する一部 補助を行い、円滑な自治会活 動を実施していた。	自治会（認可地縁 団体）、学区まちづ り協議会	地域資源を活用しながら地域課題を解決で きるよう、コミュニティビジネス等の活動を支 援し、地域活動の活性化を推進します。	補助事業の周知を行い、自治会館の整備 を行う地域団体に対し支援を行う。	令和7年度は2自治会が自治会館の新築 を行った。	A	【効果】自治会館のなかった自治会が地域 拠点を持つことで地域活動をより活発に行う ことができる。 【課題】特になし	補助事業の周知を行い、自治会館の整 備を行う地域団体に対し支援を行う。	継続実施	地域活動の拠点となる自治会館整備 の促進と充実を図り、地域における住民 の自助、連携意識を醸成し、地域の活 性化に寄与する。	まちづくり 協働課
			51	コミュニ ティに 関する 研究	地域課題解消のための手法 のひとつであるコミュニティー ビジネスについて、研究を行い、適 切な指導を行う	各学区まちづくり協 議会、自治会（認 可地縁団体）等	地域課題解消のためのひとつの手段として、 コミュニティビジネスが採用されている事例 があることから、導入に対するメリットやデ メリット、事業規模等の研究を行う。導入す る場合は、適切な指導や支援を行う。	取組なし	コミュニティビジネスの有効性の検証や、 取組事例等の情報収集に努める。	D	【効果】－ 【課題】コミュニティビジネスに関する研究を 行うことができなかった。	コミュニティビジネスの有効性の検証や、 取組事例等の情報収集に努める。	検討	地域課題解消における手段として、コ ミュニティビジネス採択の適切な指導を 行い、地域の活性化に寄与する。	まちづくり 協働課
			52	リーダー研 修会の実 施	各市民活動団体の中核メン バー対象に研修会を行う	市民活動団体	団体の活動が停滞せず継続するために、団 体のリーダー達による情報交換の場の設定 や取組みを進めます。	引き続き、団体のリーダー達による情報交 換の場を設定し、組織強化、団体同士の 連携強化を図る。	団体のリーダー達による情報交換の場とし て市民活動団体意見交換会を実施した。	A	【効果】意見交換会を実施し、各組織の連 携強化を図ることができた。 【課題】－	引き続き、団体のリーダー達による情報 交換の場を設定し、組織強化、団体同士の 連携強化を図る。	継続実施	リーダー研修会の定期的な実施に係る支 援 研修会の実施により、市民活動団体が 活動状況が良好化している	まちづくり 協働課
		中間支 援組織の 設置 検討	53	中間支援組 織の設置検 討	自治会やまちづくり協議会等 が行う事業に対し、アドバイ スやコーディネート、事業の見 直し支援を行う中間の支援 機関を設置し、市民活動等の 更なる活性化を図る。	自治会、学区まち づくり協議会、市民 活動団体	自治会や学区まちづくり協議会等が行う事 業に対し、アドバイスや相談、コーディネ ート、事業の見直し支援等を行う中間の支 援機能を充実させます。	中間支援団体である（一財）ハートランド推 進財団と連携し、中間的な支援機能の充 実を図る。	まちづくり団体支援育成支援事業補助金の 業務の一部を（一財）ハートランド推進財 団に委託することで、各団体の指導や情報 収集等の中間支援機能を果たした。	B	【効果】中間支援組織を設置することで、団 体間の横連携の充実や団体把握の一元化 等が図ることができた。 【課題】市として中間支援組織の必要性の 是非や委託の有無、その対象となる団体の 認定等、諸々の課題があり、市政方針に基 き検討していく必要がある。	中間支援団体である（一財）ハートランド推 進財団と連携し、中間的な支援機能の充 実を図る。	継続実施	設置については、市は中間支援機能を 果たす組織への適切な支援を行っている。 中間支援組織は、市内の市民活動 団体のプラットフォームとしてその機能を 果たしている。	まちづくり 協働課
			54	職員の地域 活動参画促 進の取組	地域の実態を知り、地域と連 携した事業を創出するため に、学区まちづくり協議会等の 活動内容を積極的に情報発 信する。	市職員	全庁掲示板等を利用して、学区まちづくり協 議会だより・事業計画・活動報告等の情報 発信を行い、新規採用研修で学区まち づくり協議会訪問を実施する他、受け入れ 態勢の整っているまち協事業への参加を促 進することで、職員が地域を理解するきつ かけをつくり出す。	2年目職員の研修として実施期間を見直 し、令和7年度から再開する。6月から12 月までの間で調査したものを、2月頃発表 を行う。地域の方とのコミュニケーションを 行い、いい関係性を作ること、今後のつな がりを築くことも目指す。	2年目職員の研修として、各班が地域調査 の計画を立案し、各学区で6月から12月ま での間で地域の調査を行い、地域活動にお ける学びや発見などの成果をまとめ2月に 発表を行った。	B	【効果】地域に赴き地域の方とのコミュニ ケーションを通して地域の歴史、活動などにつ いて学び、地域の方との大切さや今後のま ちづくりを考える機会・経験となった。 【課題】引き続き、地域活動を理解し協働の まちづくりにつながる機会となるよう課題に 対する提案も必要。	2年目職員の研修として、6月から12月ま での間で調査したものを、2月頃発表を行 う。地域の方とのコミュニケーションを行 い、いい関係性を作ることや今後のつな がりを築くこと、課題解決への提案ができ ることも目指す。	継続実施	若手職員研修の一環として位置付ける ことで、まちづくり協議会の主催事業に 市職員が積極的に参加・参画するよう になる。その結果、地域行事への理解 が深まっている。	まちづくり 協働課
			55	地域活動研 修	市民主体の地域づくりの活動 を理解するとともに、地域課題 の解決に向けて市民と共に取 り組めるような職員を育成す るための能力向上を目指す。	概ね入庁4年目ま での職員	市民主体の地域づくりの活動を理解すると ともに、地域課題の解決に向けて市民と共 に取り組めるような職員を育成するための能 力向上を目指す。学区まちづくり協議会が 実施する事業に職員が参画し、地域活動を 体験します。	2年目職員の研修として実施期間を見直 し、令和7年度から再開する。6月から12 月までの間で調査したものを、2月頃発表 を行う。地域の方とのコミュニケーションを 行い、いい関係性を作ること、今後のつな がりを築くことも目指す。	2年目職員の研修として、各班が地域調査 の計画を立案し、各学区で6月から12月ま での間で地域の調査を行い、地域活動にお ける学びや発見などの成果をまとめ2月に 発表を行った。	B	【効果】地域に赴き地域の方とのコミュニ ケーションを通して地域の歴史、活動などにつ いて学び、地域の方との大切さや今後のま ちづくりを考える機会・経験となった。 【課題】引き続き、地域活動を理解し協働の まちづくりにつながる機会となるよう課題に 対する提案も必要。	2年目職員の研修として、6月から12月ま での間で調査したものを、2月頃発表を行 う。地域の方とのコミュニケーションを行 い、いい関係性を作ることや今後のつな がりを築くこと、課題解決への提案ができ ることも目指す。	継続実施	地域の活動等にて積極的に参加し、市民 等との交流を通して、的確に課題を発 見、設定できる。また、地域の魅力を発 見し、発信する力を身につける。	人事課 まちづくり 協働課
			56	地域調査研 修	新規採用職員が地域を学び、 協働のまちづくりを行う力を育 む機会をつくり出す。また、こ れにより市民行政が協働による まちづくりを進める。	新規採用職員	新規採用職員が、地域を学び、協働のまち づくりを行う力を育むため、いくつかの班に分 け、自分たちが学びたいと考えた学区へ調 査に赴き、そのまちの魅力や歴史、活動など についてまとめ、発表する「地域調査研修」 を実施します。	2年目職員の研修として実施期間を見直 し、令和7年度から再開する。6月から12 月までの間で調査したものを、2月頃発表 を行う。地域の方とのコミュニケーションを 行い、いい関係性を作ること、今後のつな がりを築くことも目指す。	2年目職員の研修として、各班が地域調査 の計画を立案し、各学区で6月から12月ま での間で地域の調査を行い、地域活動にお ける学びや発見などの成果をまとめ2月に 発表を行った。	B	【効果】地域に赴き地域の方とのコミュニ ケーションを通して地域の歴史、活動などにつ いて学び、地域の方との大切さや今後のま ちづくりを考える機会・経験となった。 【課題】引き続き、地域活動を理解し協働の まちづくりにつながる機会となるよう課題に 対する提案も必要。	2年目職員の研修として、6月から12月ま での間で調査したものを、2月頃発表を行 う。地域の方とのコミュニケーションを行 い、いい関係性を作ることや今後のつな がりを築くこと、課題解決への提案ができ ることも目指す。	継続実施	地域の活動等にて積極的に参加し、市民 等との交流を通して、的確に課題を発 見、設定できる。また、地域の魅力を発 見し、発信する力を身につける。	人事課
		市民自治 への理解を 促す職員 研修の充実	57	新規採用予 定者事前研 修	市民主体の地域づくりの活動 を理解するとともに、地域課題 の解決に向けて市民と共に取 り組んでいけるような職員を育 成する	新規採用予定者	市民主体の地域づくりの活動を理解すると ともに、地域課題の解決に向けて市民と共 に取り組んでいけるような職員を育成する。 学区まちづくり協議会活動の拠点であるコ ミュニティーセンターを訪問し、地域の活動 拠点としての役割等について学びます。	研修会場について、今後も継続的にコ ミュニティーセンターで実施を検討。協働のま ちづくりに係る研修内容は地域調査研修で 実施するとし、事前研修では、会場説明を 通じて、コミュニティーセンターの役割など を説明するため、知るきっかけとしての立 ち位置を目指す。	研修会場をコミュニティーセンターで実施し たものの時間的余裕もなく事前研修中心と なった。	B	【効果】武佐学区、馬洲学区のコミュニ ティーセンターで事前研修を実施した。市内には学 区まちづくり協議会活動の拠点である施設が あることを知る機会となった。 【課題】事前研修では会場利用と研修中心 に留まっていたため、引き続き良い方法検 討したい。	研修会場について、今後も継続的にコ ミュニティーセンターで実施を検討。協働の まちづくりに係る研修内容は地域調査研 修で実施するとし、事前研修では、会場 説明を通じて、コミュニティーセンターの役 割などを説明するなど、知るきっかけとし ての立ち位置を目指す。	継続実施	地域の活動等にて積極的に参加し、市民 等との交流を通して、的確に課題を発 見、設定できる。また、地域の魅力を発 見し、発信する力を身につける。	人事課
			58	地域活動へ の参加・参 画に係る評 価項目の設定	地域活動への積極的な参加・ 参画など、市職員自らが協働の 一員となることが、地域に 参画し、協働によるまちづく りや市民行政の推進に寄与す る。	市職員	地域に愛着と誇りを持って、市民感覚を持 ち、市民の目線に立つて行動する職員を育 成するため、職員自らが地域の一員である ことを自覚し、自発的な地域活動への参加 活動を促すための取組の一環として、人事 評価の評価項目に「地域活動への参加・参 画状況」を設定すること等について検討を行 います。	人事評価の評価項目に設定する以外の協 働のまちづくりに繋がる仕組みを検討し ていく。	人事評価の評価項目に設定する以外の協 働のまちづくりに繋がる仕組み構築には至 っていない。	C	【効果】なし 【課題】協働のまちづくりに繋がる意識の向 上、行動の促進を図るしくみを引き続き検討 したい。	人事評価の評価項目に設定する以外の協 働のまちづくりに繋がる意識の向 上、行動の促進を図るしくみを引き続き検討 したい。	継続実施	人事評価の評価項目の見直しの中で、 「地域活動への参加・参画」等の導入を 行うことにより、協働のまちづくりに繋 がる項目として定着し職員の意識の向上 と行動の促進を図る。	人事課
			59	庁内推進 体制の 整備	市民自治の課題を全庁で共 有し、推進に向けて連携でき る会議等を開催する。	庁内各部署	地域活動における共通の課題を持つ部署 の横断連携を図る必要があることから、連 携を取れる体制の検討と設置を図ります。	多岐にわたる地域課題に対して、日頃か ら関係部署と連携を図り、必要に応じて会 議を開催する。	自治会要望や施策の遂行にあたっての地 域課題に対し、関係課と協議を行ったほ か、必要に応じて関係各課を集めた庁内会 議を開催した。	B	【効果】日頃から関係各課と連携し、協議 を行うことで円滑な事業推進、課題解決に 向けた取り組みを進めることができた。 【課題】地域の懸念事項が複雑多様化す る中で、関係部署と継続的な連携が必要。	多岐にわたる地域課題に対して、日頃か ら関係部署と連携を図り、必要に応じて 会議を開催する。	継続実施	地域活動に係る共通の課題を持つ部 署の横断連携を図る必要があることか ら、連携を取れる体制・会議体の設置 検討及び運営を行っている。	まちづくり 協働課
		各 市 民 自治 行政 方針・面 に 関 する 研 究	60	各事業にお ける役割分 担の再検 討	各事業における「公（行政）・ 共（協働）・私（市民・団体 等）」のあり方の再検証を呼 びかけ、協働や市民自治の推 進を図る	庁内各部署	各種行政計画レベルにおける市民自治・協 働の推進、あり方を検証する体制を整備し ます。	市民自治基本計画の取組事業の進捗管 理を行うことで、市民自治基本計画の確 実な実行を図る。	第2期市民自治基本計画に係る庁内各関 係課の進捗を管理し、協働のまちづく り推進委員会にて一部の事業の検証にか できない。	B	【効果】計画に位置付けている庁内各種 取組の進捗状況を把握できた。また、当 委員会からの助言を担当課にフィード バックを行った。 【課題】事業数が多い、協働のまちづく り推進委員会内では一部の事業の検証 にできない。	市民自治基本計画の取組事業の進 捗管理を行うことで、市民自治基本 計画の確実な実行を図る。	継続実施	公共の役割分担を再検証し、それぞ れが適切な関係で事業が行われてい る。	まちづくり 協働課

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
3 地域コミュニティの強化と多様な活動を図り、新たな担い手づくりに取り組まします	(1)自治会加入促進・組織強化	世帯入居者に対する未加入促進	61	自治会加入促進のための取組	転入者や未加入世帯に地域のつながりの大切さを呼びかけ、加入促進につなげる。	市民(転入者・自治会未加入者)	転入者への自治会加入の案内パンフレットの配布や、開発協議の段階で、自治会加入の勧奨を行います。	自治会加入パンフレット配布や宅地開発時の自治会加入勧奨を続け、自治会の必要性を転入者・未加入者に伝える取組を進める。また、自治会空白地域やマンション等の自治会の立ち上げについて調査研究を行う。	B	【効果】自治会ガイドラインや自治会運営の手引きを改定し、各自治会へ周知配布することで、自治会が抱える課題に対する解決の一助となった。 【課題】自治会そのものに必要性を感じない住民が増加し、脱退者が増えている。	自治会加入パンフレット配布や宅地開発時の自治会加入勧奨を続け、自治会の必要性を転入者・未加入者に伝える取組を進める。また、自治会空白地域やマンション等の自治会の立ち上げについて調査研究を行う。	継続実施	自治会の必要性を転入者・未加入者に伝えると同時に、これからの自治会のあり方について自治会に考えてもらえるよう検討する。	まちづくり協働課	
		未設置地域や低加入率区域に対する支援	62	自治会加入促進パンフレットの作成	未加入地域への理解を促進するため、自治会と連携した取組を進める。	市連合自治会	市連合自治会と協力し、未加入地域への加入促進を行うため、パンフレットの作成と配布等の協力を求める。	今後、パンフレットの内容の更新も必要になると考えられるため、市内外を問わず魅力的な自治会活動をされている事例の調査を行う。	B	【効果】転入者や関心のある市民に対して自治会の加入案内ができた。 【課題】未加入者に対するアプローチを検討する必要がある。紙以外の媒体でもPRできるよう検討する必要がある。	今後、パンフレットの内容の更新も必要になると考えられるため、市内外を問わず魅力的な自治会活動をされている事例の調査を行う。	継続実施	引き続き自治会が引っ越してこられた住民等の未加入者に対して加入の勧誘をする時や市民に対して転入者にパンフレットを配布してもらい加入促進を図れるよう増刷及び内容の更新を行う。	まちづくり協働課	
		自治会加入・設立支援	63	自治会加入・設立支援	開発規模や開発場所の関係から新たに自治会設立が必要となる場合があり、市は各学区自治連合会や近隣自治会と住民・開発業者のバリエーションとなり双方の意見等を取りまとめながら協議や指導を行い、円滑な自治会設立を行っている。	学区自治連合会、自治会、学区まちづくり協議会、開発業者	開発規模や開発場所の関係から新たに自治会設立が必要となる場合には、市は各学区自治連合会や近隣自治会と住民・開発業者のバリエーションとなり双方の意見等を取りまとめながら協議や指導を行い、円滑な自治会設立を行います。	自治会空白地域において、自治会設立に向けて、学区自治連合会と連携、協議を行うなど適切な支援を行う。	B	【効果】新規自治会の立ち上げに向けて、自治会の必要性について住民意識の醸成を図ることができた。 【課題】自治会のメリット・デメリットを分かりやすく説明理解を得たうえで、自治会設立に向けた取り組みを進める。	自治会空白地域において、自治会設立に向けて、学区自治連合会と連携、協議を行うなど適切な支援を行う。	継続実施	・自治会設立の希望者に対し、市は中間支援を行い希望者と学区自治連合会の双方に適切な支援や情報提供を行う ・自治会設立に係る必要な手続きについて、標準化を図るためにマニュアルの作成やその内容を連合自治会等に諮り共通認識を図る ・自治会設立後も、しばらくは運営が円滑に進むように指導・助言を行う	まちづくり協働課	
		自治会役員の負担軽減	64	自治会役員の負担軽減に繋がる取組を行う	市内各部署	配布物の増加を避けるよう庁内に働きかけていきます。市からの依頼事項や市の審議会等への委員選出について、引き続き最小限の内容による見直し等を図り負担軽減を図っていただくよう庁内に呼びかけます。	配付物の必要性や周知方法、また委員の選出の必要性について協議し、自治会役員の負担軽減を図る。	自治会役員の負担が軽減できるよう、庁内各関係課に対して、委員の選出および委員の負担軽減を図る。	B	【効果】委員の出役回数が見直しが進み、自治会役員の負担軽減に繋がった。 【課題】配布物について、必要な情報発信かどうか判断し、他の周知方法への誘導が課題。	配付物の必要性や周知方法、また委員の選出の必要性について協議し、自治会役員の負担軽減を図る。	継続実施	市民への情報を周知する手段として、ホームページ及び原則市広報紙を活用する。ただ重要な案件のみ全戸配布、回収での対応とし、配布物が最小限になるよう呼びかけ役員の負担軽減を図る。	まちづくり協働課	
		民生委員児童委員活動事業	65	民生委員児童委員活動の負担軽減を図る	民生委員・児童委員	民生委員に対して庁内各課から個別に依頼される事業を、当該課に集約し、精査した上で民生協会長会に諮ります。	・民生委員への依頼・情報提供内容については、引き続き各課に照会し、取りまとめ・精査した上で依頼等を行う。 ・各学区民生協会で活動内容を把握し、必要に応じてびきの改正を行った説明の機会を設けるなどして、活動支援を行う。 ・民生委員児童委員の一斉改選にあたり、体制充実に向けて自治会への協力依頼を早期に進めるとともに、相談に適切、柔軟に対応し、地域の福祉向上に取り組む。	A	【効果】依頼・情報提供事項の集約を行うことで、民生委員の負担軽減につながることができている。市広報紙の特集ページにおいて、民生委員のインタビューや活動風景を掲載し、『身近な相談相手』としてのイメージ定着を図ることができたと同時に民生委員選出の後押しとなった。 【課題】びきの活用や各学区民生協会の活動内容の把握を通じ、民生委員が必要とする行政や福祉に関する情報提供を行う必要があります。また、一斉改選に伴う地域からの民生委員の選出については、市として単なる『募集』にとどまらず、『活動の負担軽減』『やりがいの可視化』『地域全体での支援』といった包括的な環境整備を民生委員と連携して進めることで、なり手不足の解消を図る必要があります。	継続実施	民生委員・児童委員の活動の効率化を図り、地域福祉活動に参加しやすい環境を整える。	福祉政策課			
		等紹介自治会情報活動事例の紹介	66	自治会運営に係る情報収集機会等の創出	自治会	自治会活動の紹介や好事例を横展開するための情報発信の取組を行います。	広報紙等を通じて自治会活動を紹介する。また、市ホームページやSNS等を用いても実施していく。 また、自治会ガイドラインについて適宜更新する。	A	【効果】自治会運営の手引きを分かりやすいレイアウトに改定し、自治会運営の参考となるよう自治会長へ周知した。 【課題】一	自治会運営の参考事例集である自治会ガイドラインと自治会運営の説明及び指針である自治会運営の手引きを広く自治会長に周知し活用を促す。	継続実施	様々な手法を採用しながら、行政が自治会運営に関する支援を講じている。このことにより、自治会運営が維持・活性化している。	まちづくり協働課		
(2)地域活動の担い手育成		多様な担い手を養成するための研修や出前講座等の充実	67	子育てサポーター養成講座	子育てサポーターの養成	市民(希望者)	NPO法人ほんわかハートに事業委託し、子育てに関する知識や支援活動のヒントとなる情報の提供を行い、ボランティアとして活動できる人材を養成していきます。子育てサポーター養成講座を実施します(年4回)。子育て世帯に対して、子育てサポーター養成講座の情報を提供します。	引き続き、NPO法人ほんわかハートに事業委託し、子育てに関する知識や子育て支援の情報を学ぶ機会を確保し、人材育成に努める。	B	【効果】ハイブリット開催で行ったこともあり、子育てサークルの方など年齢層の幅が広がった。また子どもたちと関わる際の知識と情報をテーマに、対面スキル講座等を開催することができた。 【課題】少子高齢化により労働力不足を補うために女性や高齢者の就業意欲が高まっている。そのため、ボランティアでの担い手育成が困難となっている。	引き続き、NPO法人ほんわかハート、NPO法人Moms funに事業委託し、子育てに関する知識や子育て支援の情報を学ぶ機会を確保し、人材育成に努める。	継続実施	就労しながらできる子育て支援ボランティアや活動の為に有効な講座開催など、社会情勢に合わせた講座の開催方法を検討・見直ししていく。	子ども家庭センター	
		地域課題等学習講座	68	地域課題等学習講座	地域住民一人ひとりが自ら学び、その学んだことをまちづくりに生かして、地域のさまざまな課題の解決を図ることを目的に講座を共同開催する。	学区まちづくり協議会	さまざまな分野を設け、地域の実情や課題に応じた講座を提案します。分野、テーマの設定を学区まちづくり協議会が行い、講師の連絡、調整を生徒学習講座に依頼します。また、日程の設定を学区まちづくり協議会、講師、消耗品に係る経費は生徒学習講座が担います。	まちづくり協働課主催のまちづくり協議会分野、テーマの設定を学区まちづくり協議会が行い、講師の連絡、調整を生徒学習講座の趣旨説明を行うとともに、個別に開催相談を行っている。	B	【効果】地域のニーズに合わせた講座内容を実施することができた。 【課題】まちづくり協議会と共催の形をとっているが、独自の事業活動の多様多様化、工夫した内容が増えている中、各まち協の限られた年間計画枠での開催調整を行う必要がある。	まちづくり協働課主催の事務主任会議に出席して、学習講座の趣旨説明を行い、地域課題の検討を依頼する。地域の実情や課題に応じた、さまざまな分野の講座を開催する。	継続実施	それぞれの学区において、地域の市民一人ひとりが学び、学びをまちづくりに生かして地域課題の解決につなげていくことで、「いきいきとしたまちづくり」を進める。	生涯学習課	
		SDGs推進事業	69	SDGs推進事業	SDGsの目標達成に向け、行政と民間事業者、市民がパートナーシップを構築し、持続可能な近江八幡市の実現について連携して取り組んでいく体制を構築します。	市民、民間事業者、市職員等全てのステークホルダー	地域を持続可能に変革していく次世代の担い手育成のためのESD(持続可能な開発のための教育)プログラムを実施していきます。SDGs周知啓発のための出前講座を開催します。	取組実績なし ※市民における認知度がある程度進んだものと、事業終了。	-	-	終了見込	全てのステークホルダーが、本市や世界の置かれている現状を理解し、持続可能な世界を次世代に引き継ぐとする意識醸成がなされることで、SDGsの目標達成に向けた具体的な取組が広がる。	企画課		
		若い世代が活躍するまちづくり	70	地域活動に係る啓発	自治会	これまでの自治会のあり方の検証や自治会運営の好事例の啓発を進めることにより、地域の若者が活動しやすい自治会環境を目指す	若者の自治会活動参加率が高く、世代交代がスムーズな自治会の先進事例や好事例の取組を収集し、自治会運営に活かせるよう啓発を進めます。	若者が積極的に参画している自治会を調査し情報収集する。	D	【効果】一 【課題】若者が積極的に参画している事例収集が課題。	若者が積極的に参画している自治会を調査し情報収集する。	検討	啓発の結果、若者が参画しやすい環境づくりとなり、これまでの自治会活動や組織のあり方に変化が見られる	まちづくり協働課	

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
3 地域コミュニティの強化と多様な活動を図り、新たな担い手づくりに取り組みます	(3) 多様なコミュニティのネットワークの構築・強化	行政と地域活動団体の連携強化と役割分担	71	沖島離島振興	沖島町離島振興推進協議会の活動に対して補助金を交付	沖島町離島振興推進協議会	滋賀県離島振興計画に基づき、沖島における離島振興を目的とした沖島町離島振興推進協議会が、自主的かつ主体的に実施する離島振興に関する事業に対し、離島振興活動支援事業補助金を交付します。	【方針】協議会に属するあらゆる団体が連携を図り離島振興事業が遂行されるよう、後方支援を行う。また、協議会が自主的・主体的に実施する離島振興事業に対し補助金を交付するとともに、協議会の組織強化に向けた協議を進める。 【目標】事務局体制の強化に向けた整理を行う。	○沖島町離島振興推進協議会が実施する下記事業へ補助金を交付し支援を行います。(市150万円、県150万円) ・空き家利活用事業：島内の空き家を借り上げ、民泊施設、資料館として活用。 ・沖島PR事業：おきましえの開催等。 ・来島者受入環境整備事業：散策対策、散策道整備、山整備等。 ・定住促進事業：高齢者の買い物支援、見守り事業、夏祭り事業支援等。	A	【効果】平成25年7月に離島振興対策実施地域として指定され、島民による主体的に離島振興を行う体制が整えられ、積極的なPR活動等を行ったことから、平成25年には12,800人だった来島者数が、令和5年には25,924人と2倍を記録。令和7年は30,345人と、例年以上の来島者数を記録した。 【課題】現在、協議会の事務局をボランティアで担っているが、業務が増大しており、事業展開が滞っていることから、事務局体制の見直しが必要となってきた。	【方針】協議会に属するあらゆる団体が連携を図り離島振興事業が遂行されるよう、後方支援を行う。また、協議会が自主的・主体的に実施する離島振興事業に対し補助金を交付するとともに、協議会の組織強化に向けた協議を進める。 【目標】事務局体制の強化に向けた整理・支援を行う。(地域おこし協力隊の導入等)	継続実施	自然と文化を守り、環境を活かした暮らしを創造する安心・安全な沖島	企画課
			72	市連合自治会との行政懇談会	地域の現状と課題を、行政と自治会が共有し、今後の解決策を探る。	連合自治会	市と連合自治会が懇談する場を設け、市は地域課題の把握や要望を聴き取り、市と地域が共に住みよいまちづくりを形成するために取り組みます。	必要に応じて市行政懇談会を実施するとともに話し合うテーマ等、実施方法について必要に応じて改善する。	市行政懇談会を実施し地域の課題を共有するとともに、解決策について話し合うことができた。	B	【効果】市行政懇談会を実施することで、地域の課題について住民と行政と協働で解決策を検討できた。 【課題】課題解決までに時間を要する内容も多く、取組につなげていくが重要である。	必要に応じて市行政懇談会を実施するとともに話し合うテーマ等、実施方法について必要に応じて改善する。	検討	引き続き市民から見た市域全体又は各学区単位での行政課題、地域課題を住民代表である近江八幡市連合自治会と行政で共有することで課題解決を目指す。	まちづくり協働課
			73	地域の歴史文化資産巡視活動	地域の歴史文化資産巡視活動	学区自治連合会、近隣自治会、学区まちづくり協議会	「近江八幡市文化財保存活用地域計画」作成に伴い収集した学区別の歴史文化資産台帳及び資産マップについて、地域(学区まちづくり協議会)に情報提供を行うことで、地域において歴史文化資産の巡視活動等を実施し、歴史文化資産を盗難や汚損、火災等から守ります。	地域ごとの文化資産を保存管理していく方法を学区ごとに確定する。	近江八幡市文化財保存活用地域計画の管理方法の検討などを予定していたが未実施に終わった。	D	【効果】未実施のためなし。 【課題】文化財保存地域計画の管理方法について引き続き検討を行う必要がある。	地域ごとの文化資産を保存管理していく方法を学区ごとに確定する。	継続実施	地域に所在する歴史文化資産について、どこになにかあるのかを行政と地域で共有することで、地域と行政で連携した巡視活動を実施する体制を構築することを目指す。	文化振興課
			74	SDGsこども見守り隊	地域の見守りによる消費者被害の防止	子ども、高齢者等	学校、社会福祉協議会、市民ボランティア団体等と地域課題を共有し、各分野を超えた連携・協働により、地域の新たな担い手づくりを進めます。	学校、社会福祉協議会、市民ボランティア団体等との協力のもと、市内小学校2校にて実施する。	・市民主体のプロジェクトメンバーを組織し、金田小学校4年生136名に対して、SDGsこども見守り隊出前講座を実施した。 ・児童は寸劇を通して見守りのポイントを学び、地域の高齢者への見守りカーを作成。金田学区民生委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者に配付された。	C	【効果】消費者被害の現状や見守りのポイントについて学ぶ場を設けることで、地域による地域のための見守り体制の構築を図り、見守りの担い手づくりを進めることができた。 【課題】一部の小学校における限定的な事業であり、市内全域への拡大が課題である。また、プロジェクトメンバーへの依頼や事前準備等、事務局の負担が大きい。	学校、社会福祉協議会、市民ボランティア団体等との協力のもと、プロジェクトメンバーを組織し、市内小学校にて出前講座を実施する。	継続実施	SDGsこども見守り隊と新たな子どもたちから、その家族、近所の人々へ見守りの輪が広がり、地域で地域を見守るまちを目指す。	消費生活センター
			75	見守り支え合い活動の推進	地域住民自らが地域課題を共有し解決に向けた活動を行うことにより、安心して暮らすことのできるまちづくりを行えるよう、見守り支え合い活動を行う自治会への支援を実施する。	自治会(見守り支え合い組織)	「生活困窮者支援等のための地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)」を引き続き委託事業にて実施し、地域住民や地域活動団体による活動の後方支援を実施する。	「生活困窮者支援等のための地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)」を市社会福祉協議会に委託し、見守り支えあい活動の活動支援や情報発信を行った。 ・市社協との事務局会議において自治会単位や学区単位での見守り支えあい活動状況と共有し、地域づくり(行政や地域住民、地域福祉活動団体とのネットワークづくり)に向けた情報共有・連携の仕組みづくりを庁内関係課とも検討する。	【効果】委託事業の実施により市社協との連携を強化し、包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの支援を行うことができた。 【課題】自治会単位や学区単位での見守り支えあい活動やその他の地域住民による主体的な活動によって見出された地域生活課題を、参加支援や福祉専門分野の相談支援につなげる仕組みづくりが必要である。	A	【効果】委託事業の実施により市社協との連携を強化し、包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの支援を行うことができた。 【課題】自治会単位や学区単位での見守り支えあい活動やその他の地域住民による主体的な活動によって見出された地域生活課題を、参加支援や福祉専門分野の相談支援につなげる仕組みづくりが必要である。	【効果】委託事業の実施により市社協との連携を強化し、包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの支援を行うことができた。 【課題】自治会単位や学区単位での見守り支えあい活動やその他の地域住民による主体的な活動によって見出された地域生活課題を、参加支援や福祉専門分野の相談支援につなげる仕組みづくりが必要である。	継続実施	地域住民による主体的な福祉活動の推進	福祉政策課
			76	介護相談員派遣等事業	介護相談員が高齢者施設利用者等から介護サービスへの疑問等を聴き、「事業者」と利用者との「橋渡し」をし、サービスの質の向上につなげる。	市民(介護相談員)	市民から介護相談員を募集し、養成研修を行った後、各介護施設へ外出利用者やそのご家族の声や気づいた点を市へ報告します。事務局である市は、介護相談員の活動状況報告を取りまとめ、事業所に報告します。また、介護相談員と事業所との連絡調整に努めます。	介護相談員、事業所、事務局とが協力、意見交換を通して、サービスの質の更なる向上を目指し、引き続き新規相談員の募集を実施する。	13名の介護相談員で活動しました。介護施設へ訪問を実施しました。また、毎月連絡会(年12回)を実施し、訪問した施設の活動報告や介護保険制度に関する資料を持ち寄り勉強会を行いました。令和8年度に向け、新規相談員の募集を実施しました。	A	【効果】介護施設へへの訪問ができたことで、利用者や事業所から苦言の声をいただいた。また新たな相談員が一人増加した。 【課題】介護相談員の高齢化や新規相談員の減少が進んでいることから、将来を見据え、計画的な募集、養成が必要である。	介護相談員、事業所、事務局が連携し、意見交換を通してサービスの質の更なる向上を図るとともに、引き続き新規相談員の募集を実施する。	継続実施	介護相談員、事業所、事務局とが協力、意見交換を通して、サービスの質の更なる向上を目指す。	介護保険課
			77	児童遊園維持管理事業	児童遊園は古くから地域内の公衆の空間として設置された公園や、市地盤改良や地区改良事業などによる住環境整備において憩いの空間や地域コミュニティの拠点として設置された公園がある。これらの大半は、用途・用地の確保の観点から市地盤改良や地区改良事業の一環として設置された公園は、利用頻度が高い地元自治会などが日常の維持管理及び美化を行うこととし、地元自治会など市が協働のもと、誰もが利用しやすい安全な児童遊園の維持管理に努める。	公園近隣自治会	日常の草刈り、清掃は自治会で実施していただき、自治会が対応が困難(遊具の修繕、高木の剪定等)な案件は市が対応していますが、公園台帳に記載のある児童遊園の維持管理について、市は遊具等の安全点検を実施する一方で、遊具のペンキ貸出をして適切な管理を実施していただきます。	引き続き、地域の身近な公共空間として地元自治会等と市が協働のもと公園(児童遊園)の維持管理に努めます。	草刈り、枝の剪定、清掃、遊具のペンキ塗り等の日常管理については、各自治会で実施していただいているが、自治会での対応が困難な高木の剪定・伐採、不良遊具の撤去、遊具の安全点検については、市で実施しました。	B	【効果】地域の身近な公園として地元自治会と市が協働のもと、児童遊園の維持管理ができています。 【課題】地域の身近な公共空間として地元自治会等と協働のもと維持管理を行うため、遊具用ペンキの貸出のさらなる周知や地域の実情に合わせた支援策の検討が必要。	引き続き、地域の身近な公共空間として地元自治会等と市が協働のもと公園(児童遊園)の維持管理に努めます。	継続実施	地元自治会と市とが協働のもと、児童遊園の日常管理などに地域に住む市民自ら参加することにより、地域への愛着を育むことが出来る。結果として地域内の児童遊園への関心が高まることで、安心安全な公園の維持管理を促進することが出来る。	都市計画課
			78	都市公園維持管理事業	都市公園は、都市計画法に基づき設置された公園であり、市内の都市公園(運動公園、安土文芸の郷公園、健康ふれあい公園等)と公園利用の公衆の憩いの場となる公園は地元自治会など17団体、近隣公園・地区公園各1箇所はシルバー人材センターに日常の維持管理業務委託を行い、誰もが利用しやすい安全な都市公園の維持管理に努める。	公園近隣自治会	自治会等にて都市公園内の草刈り、清掃を実施していただき、公園内で異常があれば市へ連絡していただき職員が対応を行っています。また、市が随時都市公園の現状確認し、高木の剪定等の適正な維持管理を行っています。	引き続き、誰もが利用しやすい安全な都市公園の維持管理に努めます。	公園内の草刈り、清掃については、地元自治会等へ委託しており、適正に実施されています。高木の剪定・伐採、遊具点検、不良遊具の修繕・撤去等の維持管理については、市で実施しました。	B	【効果】都市公園の日常管理は地元自治会等に委託し、愛着を持って熱心な草刈り、清掃を実施していただき、市の施設点検・修繕等を行うことで、都市公園の適正な維持管理ができています。 【課題】経年による公園施設の老朽化や樹木の太く化、枯木が見られるため、公園内における事故防止対策や、地元自治会等が実施する草刈等の作業負担を軽減するため方策の検討が必要。	引き続き、誰もが利用しやすい安全な都市公園の維持管理に努めます。	継続実施	都市公園について、地元自治会やシルバー人材センターと協力することで、適切な日常の維持を図るとともに、地元自治会やシルバー人材センターが公園の点検を行うことで、いち早く異常を発見し、職員が対応することが出来る。	都市計画課
			79	自然公園維持管理事業	市内には県所有の自然公園(湖岸帯地蔵山園地、湖岸緑地帯の地蔵園地、長命寺周遊路公園)が3箇所あり、管理主体の県から、維持管理業務の一部を市が受託し、委託先のうち、自然公園の維持管理について地元自治会に再委託を行い、自然公園の保護と、利用者の自然とのふれあい増進に努める。	公園近隣自治会	県からの受託事業により、自治会等にて自然公園内の草刈り、清掃を実施していただき、自然公園内で異常があれば市へ連絡していただき随時対応を行っています。市で対応が困難な場合は県に通報しています。	引き続き、県・市・地元自治会とが協働のもと、自然公園の適正な維持管理に努めます。	地元自治会に維持管理の再委託を行い、草刈り、清掃作業などの日常の維持管理を行いました。また、市で対応困難な樹木伐採等については、県で対応していただきました。	B	【効果】自然公園の適正な維持管理を行うことで、自然公園の保護と、利用者の自然とのふれあい増進に努めることとされている。 【課題】県が管理主体であるが、県からの業務委託を一部受け、市が地元自治会に再委託を行い、草刈り、清掃作業などの日常の維持管理を行っているが、県の管理委託費の状況が非常に厳しく、予算確保に苦慮している。	引き続き、県・市・地元自治会とが協働のもと、自然公園の適正な維持管理に努めます。	継続実施	自治会による清掃などの日常維持管理に加えて、自治会では対応が難しい問題については市や県が協力し、互いに助け合いながら自然公園の保護と適切な維持管理を行える。	都市計画課

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	令和7年度取組方針・目標	令和8年度記入					5年後の目標・目指す姿	担当課名
									令和7年度取組実績	自己評価	令和7年度取組の効果と課題	令和8年度取組方針・目標	今後の方向性		
3 地域コミュニティの強化と多様な活動を回り、新たな担い手づくりに取り組みます	(3)多様なコミュニティのネットワークの構築・強化	団体の連携強化と役割分担	80	商工業振興ビジョンの推進	市内事業所の支援団体と定期的な意見交換と情報共有	近江八幡商工会、安土町商工会、近江八幡観光物産協会	商工業振興ビジョンの施策実施にあたり、市内事業所の支援団体である近江八幡商工会、安土町商工会、近江八幡観光物産協会と定期的に意見交換を行い、情報共有を行いながら効果的な事業の実施を模索します。	第1期と同様、第2期についても引き続き進捗状況の共有を行いながら、意見交換等を実施する。	関係団体との連携会議を開催し、商工業振興ビジョンにかかる各事業の進捗状況の共有および意見交換を行った。 【関係団体会議】 ①令和7年12月24日 ②令和8年3月25日	A	【効果】関係団体の各事業の取組状況および今後の事業展開等の情報共有を行い、現状把握を図ることができた。	引き続き、商工業振興ビジョンの進捗状況の共有を行いながら、関係団体との意見交換および連携した取組を推進する。	継続実施	市と支援団体が協働で商工業の振興に関する事業を検討できる場が定着し、協働で事業の検討及び実施ができる仕組みが確立できている。	商工業振興課
			81	読書活動推進事業	地域活動団体の連携強化	市民活動団体	図書館の廃棄図書を有効活用するため、市民団体がリサイクルバザーを行います。その収益については、市民の読書推進や郷土学習等の事業に充てます。	近江八幡図書館において、毎月第1土日に、市民活動団体(ゆづつぶづ)によるリサイクルバザーを行う。収益金を活用して、郷土学習事業等を開催し市民への還元を行う。	市民活動団体(ゆづつぶづ)が近江八幡図書館にて毎月第1土日にリサイクルバザーを行うとともに、11月から安土図書館でも実施された。当該収益金を講演会等の開催に活用した。	B	【効果】年間で2,110冊の販売があった。収益金は、講演会や原画展、コンサートの実施に活用された。 【課題】広く市民が図書館を利用できるよう、駐車場の確保に苦慮している。	近江八幡図書館において毎月第1土日に、市民活動団体(ゆづつぶづ)によるリサイクルバザーを行うとともに、安土図書館においても実施する。収益金を活用して、郷土学習事業等を開催し市民への還元を行う。	市民の更なる読書普及や郷土学習等につながる事業を展開する	市民の更なる読書普及や郷土学習等につながる事業を展開する	図書館
		82	地域まちづくり支援	各学区まちづくり協議会	学区まちづくり協議会	地域活動団体間の情報交換の場を創出し、より強い関係性を築くための取組を進めます。	毎月の会議での情報交換のほか、事務主任や会長・センター長レベルでの各学区まちづくり協議会の交流の場や協議の場を設定し、各学区の連携強化に繋げる。	学区まちづくり協議会事務主任会議を毎月開催し意見交換を行ったほか、まち協会会長・センター長会議を開催し、学区運営における課題について協議を行った。	A	【効果】定例の会議を通じて、各学区間での情報交換の場を設定し、課題の共有と協力体制の構築ができている。 【課題】一	毎月の会議での情報交換のほか、事務主任や会長・センター長レベルでの各学区まちづくり協議会の交流の場や協議の場を設定し、各学区の連携強化に繋げる。	継続実施	これまでの取組に加え、各学区まちづくり協議会の課題等を洗い上げるため、会長レベルと市幹部との意見交換の場を持っていか模索していく。	まちづくり協働課	
		83	市民活動団体等の把握・管理	市内で活動する市民活動団体の把握が十分とは言えず、ネットワークができていない状況であり、地域のまちづくりや課題解決のための協働、市政への参画が進められない。また、効果的な補助金投資を図りたいことから、市民活動団体の一定の把握を行う必要がある。	市民活動団体、中間支援組織、自治会、まちづくり協議会、市民等	地域と市民活動団体との意見交換の場を創出し、情報・課題を共有できるプラットフォーム作りを進めます。	各市民活動団体の取組を広く周知し各市民活動団体の活性化を図る。	市ホームページに公開している市民活動団体のリストについて、適宜更新し各市民活動団体の取組を広く周知することができた。	B	【効果】市民活動団体のリストを市ホームページに公開することで各市民活動団体の取組を広く周知することができた。 【課題】市民活動団体のリストをタイムリーに更新していく必要がある。	各市民活動団体の取組を広く周知し各市民活動団体の活性化を図る。	継続実施	データベースの公開と定期的な情報更新・中間支援機能の役割を果たす組織の育成・支援 市、市民活動団体、地域活動団体を交えた地域課題に係る情報交換会の実施	まちづくり協働課	
	84	近江八幡市内の郵便局とのマイナンバーカード申請サポート用機器の設置及び管理に関する協定	地域に密着した場所でのマイナンバーカードの申請機会の拡充を図る	郵便局	マイナンバーカードの申請に必要な写真撮影に必要な機器の貸与を行い、直接自分で申請できない方や市役所にお越しいただくことが困難な方に対し、申請に必要な写真撮影の支援を郵便局で実施します。	令和7年度で業務委託契約を締結し、市内13局でマイナンバーカード申請者の写真撮影等を実施いただく予定であったが、実績は3件にとどまった。	業務委託契約を締結し、市内13局でマイナンバーカード申請者の写真撮影等を実施いただく予定であったが、実績は3件にとどまった。	C	市全体の交付件数は年々増加傾向にあるものの、郵便局での申請や写真撮影は3件にとどまった。カード受取の際には来庁が必要であることから、サービスの利用が少なかったものと推察される。	業務委託契約を終了し、ご自身や家族が手続きできない部分に関しては出張型サービス等を推進していく。	終了見込	引き続き、直接自分で申請できない方や市役所にお越しいただくことが困難な方に対し、申請に必要な写真撮影の方策を確保する。	市民課		
	85	社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進	企業等の社会貢献活動の一環として、社会福祉法人や企業等に対して、地域の見守り活動への協力、連携強化に努める。	企業(新聞配達事業者・郵便局)	企業の通常の業務の中で、高齢者が障がい者、子ども等、気になる世帯があれば、行政等の相談機関に繋げます。また、定期的に意見交換等を行い、見守りの体制を強化します。	・郵便局と連携をしながら、行政だけでは実施の難しい事業等について新たな展開を図る。 ・市内各所属に広く周知しながら、包括連携協定例会議を継続開催していく必要がある。	・市内各郵便局と年間4回の包括連携協定例会議を開催し、意見交換することができた。 ・市内各課から出された依頼事項に対し、郵便局から最大限の協力・連携を得ることができ、事業展開が可能となった。 昨年に引き続き、健康推進課の高血圧予防・減塩啓発月間については郵便局の市内配達車にマグネット式のチラシを取り付け、また健康推進課で作成した減塩レシピを郵便局窓口に設置することにより啓発促進に繋がった。道路の破損状況について情報提供をいただき、迅速な整備に繋がることができた。また、生活環境課の提案により、郵便局に年賀状の回収ボックスを設置。これにより、年賀状を一般ごみとして焼却処分するのではなく、古紙として再利用することで、廃棄物のさらなる減量とリサイクルに向けた取り組みが可能となった。	A	【効果】郵便局と連携をしながら、行政だけでは実施の難しい事業等について新たな展開を図れた。 【課題】市内各所属に広く周知しながら、包括連携協定例会議を継続開催していく必要がある。	・郵便局と連携をしながら、行政だけでは実施の難しい事業等について新たな展開を図る。 ・市内各所属に広く周知しながら、包括連携協定例会議を継続開催していく必要がある。	継続実施	社会貢献の一環として、地域の見守り活動に取り組む企業等を増やし、地域ぐるみの持続可能な見守り体制を構築、強化していく。	福祉政策課		
	86	ささえあい商助推進事業	企業や事業者が地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助けるしくみを、高齢者の生活の支援体制の整備に活かしていくしくみづくりを進める	ささえあい商助推進事業者	「自助」「互助」「共助」のほか「商助」の取り組みを民間事業者と協力して推進していきます。近江商人の三方よし「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の精神に則り、企業や事業者が地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助けるしくみを、高齢者の生活の支援体制の整備に活かしていくしくみづくりを進めます。	商助事業者の取組の啓発や、商助を中心とした社会資源の利用促進に向けた取り組みを検討します。また、持続・拡大を図るため、事業の活性化を推進します。	商助登録事業者の情報共有・意見交換を目的にささえあい商助推進会議を開催し、商助事業者の取り組み状況の把握や2040年問題に向けた商助の推進やあり方について検討を行った。	C	【効果】民間事業者の主体的な参画による活動を活かし、高齢者の生活支援のしくみや地域の活性化を推進することができた。 【課題】商助推進事業者登録事業者の新規登録図案者数は0件であり、「商助」の認知度や取組の浸透は十分ではない状況である。また、登録から長年経過している事業所もあるため事業の意義や目的についても改めて啓発するとともに、事業の持続化、拡大を図るため「商助」の認知度の向上や商助登録事業者の利用促進を図る必要がある。	商助事業者の取組の啓発や、商助を中心とした社会資源の利用促進に向けた取り組みを検討します。また、持続・拡大を図るため、事業の活性化を推進します。	継続実施	商助マインドが市内で営業する事業者に浸透するとともに、市民にも商助事業者が広く認知される。	長寿福祉課		
	87	自然と健康になれる食環境整備事業	「塩分の過剰摂取」「野菜摂取不足」による生活習慣病(特に高血圧症、糖尿病)の発症及び重症化予防	ドラッグストア、スーパー、コンビニ、直売所等	店舗等での減塩や野菜摂取等に関する情報発信や、商品(例:減塩食品)の販売の推進等を実施します。	協力企業の数や取組の機会を増やし、より効果的に多くの市民の方へ情報発信していく。	・市内の郵便局やスーパー、ドラッグストア等に働きかけ、チラシやレシピの配布、試食コーナーでの啓発、減塩商品への減塩マークの設置をしていただき情報発信を行った。 ・協定締結企業と連携し、野菜・朝食レシピを開発していたいた。	B	【効果】企業と共に取り組むことで、より効果的に多くの市民の方へ情報発信することができた。 【課題】協力企業の取組を定着させ、市の健康課題の解決に共に取り組む必要がある。	協力企業の取組を定着させ、効果的に多くの市民の方へ情報発信していく。 開発レシピを情報発信に活用する。	健康課題(高血圧症、糖尿病)の解決に向けた取組を行う事業者の数や機会を増やす。	健康課題(高血圧症、糖尿病)の解決に向けた取組を行う事業者	健康推進課		

市民自治基本計画における各取組の総括評価

【各年度の自己評価を点数化】

A. (3点) 計画通り進捗し、目標を達成した B. (2点) 概ね計画通り達成できた C. (1点) 進捗の遅れや残された課題がある D. (0点) 未実施に終わった。

【総括評価】

令和4年度から8年度までの5年間の平均点数を算出。

2.5～3点 …A 1.5～2.5点 …B 1～1.5点 …C 1未満 …D

資料5-2

■理念■ 知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価			
									R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8					
1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	2.30 B	(1) 地域活動に対する理解促進	2.19 B	地域活動事例の紹介	2.23 B	1	地域活動の紹介	地域活動への理解促進	市民	広報紙、SNS 等で地域活動の紹介や案内をします。	秘書広報課	A	A	A	A	A	3	3	3	3	3	3.00	A
					2	学区まちづくり協議会の活動紹介	地域の活動を周知するため、各学区でまち協だよりを発行	市民(各学区)	各学区まちづくり協議会がまち協だよりを毎月作成し、全戸に配布しています。これにより、身近な地域で行われている事業の紹介や案内をしています。	まちづくり協働課	A	A	B	B	A	3	3	2	2	3	2.60	A	
					3	消費者月間におけるパネル展示	消費者月間に係る周知・啓発及び消費者生活サポーターの募集	市民	消費生活月間(5月)の時期にパネル展示を行い、消費者トラブルの事例紹介や消費生活サポーターの募集を行います。	消費生活センター	C	C	B	B	B	1	1	2	2	2	1.60	B	
					4	資源ごみ集団回収推進補助事業	ごみの減量、資源の有効化及びごみ問題に対する意識向上	自治会、子ども会、老人会、PTA等(非事業者)	資源ごみの集団回収(対象1品目以上の回収)を年1回以上実施する団体に補助金を交付します	生活環境課	A	A	B	C	C	3	3	2	1	1	2.00	B	
					5	学区まちづくり協議会の子育て支援の紹介(ホームページ・子育て情報冊子)	まちづくり協議会の子育て支援の紹介	妊娠中、子育て中の親	各学区まちづくり協議会で実施している子育て支援の情報を、ホームページ・子育てガイドブック・子育て情報紙にて紹介していきます。市が実施している子育て支援情報だけではなく、学区まちづくり協議会が行っている支援の情報発信を行います。	子ども家庭センター	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B	
					6	マナビイ通信の発行	近江八幡市の生涯学習・社会教育に関する情報を収集して整理し、市民が求める学びが見つかるように「マナビイ通信」を発行	市民	年2回、イベント等の紹介紙を発行し、それらを市ホームページ等にも掲載しています。紹介紙やホームページだけでなく、SNS等の発信により、幅広く市民のニーズに合わせた身近な学習情報の提供を図ります。	生涯学習課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B	
		2.30 B	自治会等運営マニュアルの発行・充実	7	「まちづくり資料集」の作成	自治会長の負担軽減と自治会の円滑な運営につなげる。	自治会長	住民の信頼が得られるような透明性のある運営に繋がるための地域活動に関する手引きを作成します。	まちづくり協働課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B		
				8	「地縁団体の法人化マニュアル」の発行	自治会法人化に係る自治会の負担軽減と自治会の円滑な法人化を目指す	自治会	自治会等の地縁団体が認可を受けるための手順等を示した手引を作成し発行します。	まちづくり協働課	A	B	B	A	B	3	2	2	3	2	2.40	B		
			共生社会推進にかかる意識啓発	2.05 B	9	外国人との共生社会の取組	外国人が暮らしやすい社会を実現するための取組を実施する	市民	(公財)市国際協会と連携して、市広報多言語版【英語(やさしい日本語)版、ポルトガル語版】を発行、市ホームページ等への掲載を通じ、やさしい日本語の普及を進めます。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B	
					10	男女共同参画推進員事業	地域での男女共同参画の推進	自治会長、男女共同参画推進員	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、地域での男女共同参画推進の取組について、自治会長・推進員を対象に研修会を実施します。また、啓発に使用する資料等の提供を行います。	人権・市民生活課	C	B	B	B	B	1	2	2	2	2	1.80	B	
					11	障がい理解のための講師派遣リストに基づく講師派遣	障がい理解のための講師派遣リストに基づく講師派遣	市民、自治会、学区まちづくり協議会、学校、企業等	障がいの理解をテーマとした学区まちづくり協議会や各単位自治会、企業等の講演会・研修会等において、障がい者関係団体等の理解と協力のもと講師を派遣します。	障がい福祉課	B	B	A	A	B	2	2	3	3	2	2.40	B	
			12	認知症啓発事業	認知症啓発の人材育成、地域での啓発活動の実践により、市民が認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を支える体制が整う。	市民	新規のキャラバン・メイト(認知症の啓発人材の市民ボランティア)の養成及びスキルアップ支援を行います。地域・学校・企業での認知症啓発の実施。認知症啓発におけるキャラバン・メイト、学校や地域との調整を行います。	長寿福祉課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B			
			教育機関		13	「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の推進	基本的生活習慣の確立と健康の保持・増進	市民	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025に向け、機運を高めるとともに「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の「う」(運動)の推進のため、「にこまる体操(仮称)」を制作し、行政、学校、地域に広めます。	教育総務課	D	C	A	B	C	0	1	3	2	1	1.40	C	

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価	
									R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8			
1 地域への関心を高め、 地域活動や市政への参加・ 参画を進めます	2.00 B	関と連携した地域に関する 学びや活動の 推進	1.95 B	14	お出かけ 演奏会	本物の音楽に触れる機会の創出と地 域の歴史学習	主に小学6年生	子どもたちを対象としたアウトリーチ事業で、主に小 学校へ出向き、安土桃山時代の生活様式等を、 西洋音楽史の視点からふると学習として学びま す。現在は、対象を未就学児まで拡大し、当市独 自の事業としてカリキュラムを構築しています。プロ の音楽家による古楽器の演奏とお話を通して、地 域の歴史と本物の音楽に触れる機会を創出し、豊 かな感性を育む施策を実施します。	文化振興課	B	B	B	B	A	2	2	2	2	3	2.20	B
				15	「わたしたちの近江 八幡」の活用促進	ふるさと学習	小学3～6年生	ふるさと学習促進のため、小学3～6年生が社会 科の学習時に副読本として「わたしたちの近江八 幡」を活用します。地域の施設、企業、人と連携を 図って内容を精査し、副読本を作成します。	学校教育課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B
				16	人生伝承塾	地域の伝統文化等を、継承している 登録した講師が子どもに伝える事業 を全小中学校で実施。	市内小学生	子どもの頃から、地域の伝統文化や芸術等に触れ たり、地域の良さと課題について考える機会を創 出します。	生涯学習課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
		シニア世代の社会参加の促進と活動意欲 の醸成	2.13 B	17	オレンジサポー ター養成事業	居場所の担い手の養成、活動支援 を行うことで、高齢者の社会参加、活躍 できる機会を創出する。	市内に住所を有 する居場所運営 に意欲がある人 (講座受講者は 全て60歳以上)	シニア世代等の個人が持つ知識、技術、技能等を 活かす場を提供し、主体的に活動する意欲を高め られるよう、養成講座開催、講座終了後の継続的 な活動支援を行います。	長寿福祉課	C	B	B	B	B	1	2	2	2	2	1.80	B
				18	虚弱な方も参加で きる住民主体の通 いの場の創出	それぞれの地域課題や高齢者の生 活実態を踏まえながら、地域に住 民主体の通いの場を整備する必要があ ることを伝えるとともに、高齢者の生 活や社会参加に関する地域住民の 思いを確認し、協働に向けた情報提 供や立ち上げ支援を行います。	自治会、学区ま ちづくり協議会	それぞれの地域課題や高齢者の生活実態を踏ま えながら、地域に住民主体の通いの場を整備する 必要があることを伝えるとともに、高齢者の生活や 社会参加に関する地域住民の思いを確認し、協 働に向けた情報提供や立ち上げ支援を行う。	長寿福祉課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
				19	おやじ連作品展	シニアが生き甲斐をもって楽しく活動 する喜びを多くの来場者知ってもら う。	市民(シニア)	おやじ連として活躍している人々が、普段のボラン ティア活動から離れて文化活動を通して世代を超 えた交流を行い、仲間づくりの成果発表機会とし て、文化会館において作品展示・発表を行います。	生涯学習課	A	A	A	B	B	3	3	3	2	2	2.60	A
		生涯学習時代の 学びの充実	2.60 A	20	市民大学講座	学びの機会充実としてこの事業を実 施し、一人ひとりが大切にされ、将来 の夢の実現に向けて希望が持てるよ うな近江八幡市のまちづくりを、共に 進める人材の育成をはかることを目 的とする。	市民	近江八幡市のまちづくりを、共に進める人材育成を 目的として、年間数回の講座を開催し、勤労世代 の学びの機会や生涯学習機会を創出します。	生涯学習課	A	A	A	B	B	3	3	3	2	2	2.60	A
		企業等に対するワー ク・ライフ・バラン スの理解促進	2.60 A	21	「働き方改革セミ ナー」を開催	市内在住者や市内企業に勤者を対 象にワーク・ライフ・バランスに関す るセミナーを開催し、企業のよりよい 労働環境づくりの一助となることを目 的とする	市内事業所担当 者等	市または企業内人権問題推進連絡(企人連)が 後援としてセミナーを開催します。 また、企人連会員事業所は各事業所内にてセミ ナーの内容を踏まえ、従業員のワーク・ライフ・バ ランス向上に努めます。セミナーを開催することによ り、企業のよりよい労働環境づくりの一助とし、市 内在住者や在勤者のワーク・ライフ・バランス向上 に努めます。	商工振興課	A	B	B	A	A	3	2	2	3	3	2.60	A

方針 (目標)	基本 施策	主な事業		No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価
										R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8		
1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	2.30 B <																				

方針 (目標)	基本 施策	主な事業			No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価
											R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8		
1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます	(4) 市政への参画機会の拡大	市民参画事例の紹介	2.00	B	32	市民参画事例集の作成	庁内における事業や施策に市民参画を促すため、本市で取り組んだ市民参画の事例集を作成する	市民	様々な市民参画事例のあり方や事例の紹介を行います。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
					33	広聴の充実	市民参画の市政の実現	市民	広く市民の意見を聴取する機会の充実を図ります。	秘書広報課	A	A	A	A	B	3	3	3	3	2	2.80	A
		広聴機会の拡大	2.60	A	34	パブリックコメントの実施調査	各種計画における広聴機会の実態と庁内の意識付け周知を狙いとしてパブリックコメント実施調査を行う	庁内各部署	各種計画における広聴機会の実態と庁内の意識付け周知を狙いとしてパブリックコメント実施調査を行います。併せて、パブリックコメントの実施を庁内で呼び掛け実施を促します。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
					35	自治会要望事業	自治会や地域の運営に対する課題・情報提供を受けることで、関係所属が連携し、課題の拡大に対する未然の対応や、住みよいまちづくりに寄ることができる。	自治会、学区まちづくり協議会	自治会や地域の運営に対する課題・情報提供を受けることで、関係所属が連携し、課題の拡大に対する未然の対応や、住みよいまちづくりに寄ることができるよう、市民の意見を聴取する取組みを行います。	まちづくり協働課	A	A	A	A	A	3	3	3	3	3	3.00	A
					36	議会報告会の開催	市政に関する議会審議等の情報発信及び市民への広聴活動の	市民	多くの市民が議会や市政に関心を持ってもらえるよう、毎年議会報告会を開催します。市議会広報広聴委員会において協議を行い、毎年度の議会報告会をどのような内容で開催するかを決定しています。事務局は、企画会議の円滑な進行と活発な議論がなされるよう、資料作成等の会議の運営補助を行います。	議会事務局	A	A	A	B	B	3	3	3	2	2	2.60	A
		行政が保有する情報の積極的な開示	1.70	B	37	オープンデータの推進	オープンデータに基づき地域課題を共有することで、時間と場所を選ばず誰もが参加できるプラットフォームを提供	自治会、学区まちづくり協議会、NPO団体、市民団体、企業、市民	本市が保有する様々な公共データの利活用促進を図るため、誰でも自由に二次利用ができ、かつコンピュータによる利用が容易な形でデータの公開を進めます。	行政改革課	A	C	C	B	B	3	1	1	2	2	1.80	B
					38	水道サポーター事業	水道に関する市民理解の拡充	市民(水道利用者)	水道事業の現状や課題について、様々な媒体で情報の発信を行い、市民の関心・理解を高めることで円滑な事業運営へと繋がります。	上下水道総務課	C	C	B	B	B	1	1	2	2	2	1.60	B
		市民参画機会の拡大	2.00	B	39	「まち協だより」の庁内PRによる事業参加の促進	各学区のまちづくり事業を「まち協だより」を介してお知らせし、市職員の事業への参加・参画を促すことを目的とする	市職員	市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけをします。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価	
									R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8			
2 住民の 主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します	1.65 B	(1) 地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援	2.38 B	40	CCRC推進事業	地域住民が主体的に地域の課題に向き合いながら、まちづくりに取り組むことができるよう、必要な組織運営、活動支援などを行う。	老蘇学区まちづくり協議会	「老蘇学区まちづくりプラン」における個別アクションへの着手や地域住民による推進組織への活動支援に関して、専門的知見を有する外部業者とともにまちづくりを進めます。	企画課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
				41	まちづくり団体育成支援事業	自発的にまちの課題に取り組む団体や、新たに課題に取り組む団体の活動を活性化させるため、補助金を交付	NPO団体、市民活動団体	まちの課題を解決する団体に市が補助金を交付します。補助金活用団体の活動内容を市ホームページ等で公開します。	まちづくり協働課	A	B	A	A	A	3	2	3	3	3	2.80	A
				42	自治会運営支援	自治会の運営が円滑に行くための取組を行っている。 ・連合自治会の運営補助や補助金の交付 ・行政事務委託料の交付	まちづくり協議会	市民自治の最も基本的な組織であることを認識し、事業が円滑に進められるよう、人・財政・情報等の支援を行う取組みを整備します。	まちづくり協働課	C	B	B	A	A	1	2	2	3	3	2.20	B
				43	自主防災組織の設立支援	自主防災組織の設立支援	自治会、自主防災組織(防災会等)	平時は防災知識の普及啓発、地域の防災訓練の実施、防災資機材の整備、有事の際には住民の避難誘導、初期消火活動等、地域住民が連携して地域の被害を最小限におさえられるよう、地域での役割を定めた自主防災組織の設立支援を行います。	危機管理課	C	B	B	B	B	1	2	2	2	2	1.80	B
				44	地球温暖化対策に係る取組	各自治会やまちづくり協議会にCO2削減のための取組への支援を行い、市民の意識啓発や行動変革を図る。	自治会、学区まちづくり協議会	市内の地球温暖化対策として、自治会に対してCO2削減のための取組(省エネルギー・省資源に配慮した取組)の啓発、支援を行います。	環境政策課	A	B	C	A	A	3	2	1	3	3	2.40	B
				45	近江八幡市子育てサークル・子育て支援団体の登録制度	子育て世帯を応援する地域社会づくりを目指し、近江八幡市内で児童福祉の向上及び子育て親子に対する支援に取り組む子育てサークルや子育て支援団体等の登録を行い、その活動の育成及び活性化を図る。	NPO団体、市民活動団体	子育て世帯を応援する地域社会づくりを目指し、近江八幡市内で児童福祉の向上及び子育て親子に対する支援団体等の登録を行い、その活動の育成及び活性化を図ります。ハチピーアプリや市ホームページ、子育てガイドブック等を活用した子育てサークル・子育て支援団体の紹介、情報発信を行います。	子ども家庭センター	B	A	B	B	B	2	3	2	2	2	2.20	B
				46	近隣景観形成協定対策事業	協定地区内での景観に対する意識の醸成とそれに係る支援	近隣景観形成協定地区	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき締結された近隣景観形成協定、都市緑地法に基づく緑地協定又は建築基準法に基づく建築協定の関係者が、当該協定の区域内において行う景観形成に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	都市計画課	D	D	B	B	B	0	0	2	2	2	1.20	C
				47	安土未来づくり推進事業	安土地域の歴史や文化、各種行事などの地域資源を生かした地域活性化を進めるため、地域の特色に応じたまちづくり計画を策定する。	安土地域の自治会、学区まちづくり協議会、安土地域の市民活動団体	地域の歴史・文化や各団体等で実施している事業等の地域資源について、情報収集を行い、地域の特色に応じたまちづくり計画を策定します。	安土未来づくり課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B
				48	図書館運営事業	資料・情報・活動の場を提供	市民、NPO団体、市民活動団体	市民自らが地域の課題を認識し解決することにより、自立した市民活動を支えます。	図書館	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B

方針 (目標)	基本 施策	主な事業		No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価			
										R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8					
2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します	（１）地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援	1.76	B	コミュニティセンターの活用促進等	2.80	A	49	コミュニティセンターの利用促進	各種団体のコミュニティセンター利用を促進させるための取組を行う	市民、市民活動団体	コミュニティセンターの利用に係る登録団体制度を設け、地域活動を行う団体や公益性のある団体については一部免除を行う制度を設ける等、コミュニティセンターの利用を促進するための取組みを進めます。	まちづくり協働課	B	A	A	A	A	2	3	3	3	3	2.80	A
							50	自治会館改修に係る補助事業	各地域の自治会館や集会所の改修や修繕に対する一部補助を行い、円滑な自治会活動を実施していただく。	自治会（認可地縁団体）、学区まちづくり協議会	地域資源を活用しながら地域課題を解決できるよう、コミュニティビジネス等の活動を支援し、地域活動の活性化を推進します。	まちづくり協働課	A	A	B	A	A	3	3	2	3	3	2.80	A
							51	コミュニティビジネスに係る研究	地域課題解消のための手法のひとつであるコミュニティビジネスについて、研究を行い、適切な指導を行う	各学区まちづくり協議会、自治会（認可地縁団体）等	地域課題解消のためのひとつの手段として、コミュニティビジネスが採用されている事例があることから、導入に対するメリットやデメリット、事業規模等の研究を行う。導入する場合は、適切な指導や支援を行う。	まちづくり協働課	D	D	D	D	D	0	0	0	0	0	0.00	D
							52	リーダー研修会の実施	各市民活動団体の中核メンバー対象に研修会を行う	市民活動団体	団体の活動が停滞せず継続するために、団体のリーダー達による情報交換の場の設定や取組みを進めます。	まちづくり協働課	D	C	C	A	A	0	1	1	3	3	1.60	B
							53	中間支援組織の設置検討	自治会やまちづくり協議会等が行う事業に対し、アドバイスやコーディネート、事業の見直し支援等を行う中間的な支援機能を設置し、市民活動等の更なる活性化を図る。	自治会、学区まちづくり協議会、市民活動団体	自治会や学区まちづくり協議会等が行う事業に対し、アドバイスや相談、コーディネート、事業の見直し支援等を行う中間的な支援機能を充実させます。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
	（２）市民自治推進体制の整備	1.53	B	市民自治への理解を促す職員研修の充実	1.90	B	54	職員の地域活動参画促進の取組	地域の実態を知り、地域と連携した事業を創出するために、学区まちづくり協議会等の活動内容を積極的に情報発信する。	市職員	全庁掲示板等を利用した、学区まちづくり協議会だより・事業計画・活動報告等の情報発信を行い、新規採用職員研修で学区まちづくり協議会訪問を実施する他、受け入れ態勢の整っているまち協事業への参加を促進することで、職員が地域を理解するきっかけをつります。	まちづくり協働課	B	B	B	C	B	2	2	2	1	2	1.80	B
							55	地域活動研修	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組めるような職員を育成するための能力向上を目指す。	概ね入庁4年目までの職員	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組めるような職員を育成するための能力向上を目指します。学区まちづくり協議会が実施する事業に職員が参画し、地域活動を体験します。	人事課 まちづくり協働課	B	B	B	C	B	2	2	2	1	2	1.80	B
							56	地域調査研修	新規採用職員が地域を学び、協働のまちづくりを行う力を育む機会をつります。また、これにより市民と行政が協働によるまちづくりを進めます。	新規採用職員	新規採用職員が、地域を学び、協働のまちづくりを行う力を育むため、いくつかの班に分け、自分たちが学びたいと考えた学区へ調査に赴き、そのまちの魅力や歴史、活動などについてまとめ、発表する「地域調査研修」を実施します。	人事課	D	A	A	C	B	0	3	3	1	2	1.80	B
							57	新規採用予定者事前研修	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組んでいけるような職員を育成する	新規採用予定者	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組んでいけるような職員を育成します。学区まちづくり協議会活動の拠点であるコミュニティセンターを訪問し、地域の活動拠点としての役割等について学びます。	人事課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B
							58	地域活動への参加・参画に係る評価項目の設定	地域活動への積極的な参加・参画など、市職員自らが協働のイメージを共有し、地域に出る仕組みづくりと意識向上を目指す。	市職員	地域に愛着と誇りを持って、市民感覚を持ち、市民の目線に立って行動する職員を育成するため、職員自らが地域の一員であることを自覚し、自発的な地域活動への参加・参画を促すための取組の一環として、人事評価の評価項目に「地域活動への参加・参画状況」を設定すること等について検討を行います。	人事課	D	C	C	C	C	0	1	1	1	1	0.80	D
							59	庁内推進会議	市民自治の課題を全庁で共有し、推進に向けて連携できる会議等を開催する。	庁内各部署	地域活動における共通の課題を持つ部署の横断連携を図る必要があることから、連携を取れる体制の検討と設置を図ります。	まちづくり協働課	D	D	B	B	B	0	0	2	2	2	1.20	C
							60	各事業における役割分担検証の呼びかけ	各事業における「公（行政）・共（協働）・私（市民・団体等）」のあり方の再検証を呼びかけ、協働や市民自治の推進を図る	庁内各部署	各種行政計画レベルにおける市民自治・協働の推進、あり方を検証する体制を整備します。	まちづくり協働課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価			
									R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8					
3 地域コミュニティの強化と多様な活動を図り、新たな担い手づくりに取り組みます 1.72 B	(1) 自治会加入促進・組織強化	2.00 B	転入世帯や未加入世帯に自治会加入を促進するための支援	2.00 B	61	自治会加入促進のための取組	転入者や未加入世帯に地域のつながりの大切さを呼びかけ、加入促進につなげる。	市民(転入者・自治会未加入者)	転入者への自治会加入の案内パンフレットの配布や、開発協議の段階で、自治会加入の勧奨を行います。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B	
				未設置地域や低加入率区に対する支援	2.20 B	62	自治会加入促進パンフレットの作成	未加入地域への理解を促進するため、自治会と連携した取組を進める。	市連合自治会	市連合自治会と協力し、未加入地域への加入促進を行うため、パンフレットの作成と配布等の協力を求めます。	まちづくり協働課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B
					2.20 B	63	自治会加入・設立支援	開発規模や開発場所の関係から新たに自治会設立が必要となる場合があり、市は各学区自治連合会や近隣自治会と住民・開発業者のパイプ役となり双方の意見等を取りまとめながら協議や指導を行い、円滑な自治会設立を行っている。	学区自治連合会、自治会、学区まちづくり協議会、開発業者	開発規模や開発場所の関係から新たに自治会設立が必要となる場合に、市は各学区自治連合会や近隣自治会と住民・開発業者のパイプ役となり双方の意見等を取りまとめながら協議や指導を行い、円滑な自治会設立を行います。	まちづくり協働課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B
					役員の負担を軽減するための取り組み	2.20 B	64	自治会役員の負担軽減	自治会役員の負担軽減に繋がる取組を行う	庁内各部署	配布物の増加を避けるよう庁内に働きかけていきます。市からの依頼事項や市の審議会等への委員選出について、引き続き最小限の内容になるよう見直し等を図り負担軽減を図っていただくよう庁内に呼びかけます。	まちづくり協働課	C	C	C	B	B	1	1	1	2	2	1.40
				3.00 A		65	民生委員児童委員活動事業	民生委員児童委員活動の負担軽減を図る	民生委員・児童委員	民生委員に対して庁内各課から個別に依頼される事業を、当課にて集約し、精査した上で民児協会長会に諮ります。	福祉政策課	A	A	A	A	A	3	3	3	3	3	3.00	A
				1.60 B	66	自治会運営に係る情報収集機会の創出	自治会活動の情報収集や横連携の機会を行政が創出することにより、円滑な自治会運営を支援する	自治会	自治会活動の紹介や好事例を横展開するための情報発信の取組を行います。	まちづくり協働課	D	D	B	A	A	0	0	2	3	3	1.60	B	
	(2) 地域活動の担い手育成	1.07 C	多様な担い手を養成するための研修や出前講座等の充実	2.13 B	67	子育てサポーター養成講座	子育てサポーターの養成	市民(希望者)	NPO法人ほんわかハートに事業委託し、子育てに関する知識や支援活動のヒントとなる情報の提供を行い、ボランティアとして活動できる人材を養成していきます。子育てサポーター養成講座を実施します(年4回)。子育て世帯に対して、子育てサポーター養成講座の情報を提供します。	子ども家庭センター	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B	
				2.20 B	68	地域課題等学習講座	地域住民一人ひとりが自ら学び、その学んだことをまちづくりに生かして、地域のさまざまな課題の解決を図ることを目的に講座を共同開催する。	学区まちづくり協議会	さまざまな分野を設け、地域の実情や課題に応じた講座を提案します。分野、テーマの設定を学区まちづくり協議会が行い、講師の連絡、調整を生涯学習課に依頼します。また、日程の設定を学区まちづくり協議会、講師、消耗品に係る経費は生涯学習課が担います。	生涯学習課	A	B	B	B	B	3	2	2	2	2	2.20	B	
				2.20 B	69	SDGs推進事業	SDGsの目標達成に向け、行政と民間事業者、市民がパートナーシップを発揮し、持続可能な近江八幡市の実現について連携して取り組んでいく体制を構築します。	市民、民間事業者、市職員等全てのステークホルダー	地域を持続可能に変革していく次世代の担い手育成のためのESD(持続可能な開発のための教育)プログラムを実施していきます。SDGs周知啓発のための出前講座を開催します。	企画課	B	A	B	B	B	2	3	2	2	2	2.20	B	
				0.00 D	70	地域活動の若者参画に係る啓発	これまでの自治会のあり方の検証や自治会運営の好事例の啓発を進めることにより、地域の若者が活動しやすい自治会環境を目指す	自治会	若者の自治会活動参加率が高く、世代交代がスムーズな自治会の先進事例や好事例の取組を収集し、自治会運営に活かせるよう啓発を進めます。	まちづくり協働課	D	D	D	D	D	0	0	0	0	0	0.00	D	

方針 (目標)	基本 施策	主な事業	No	取組事業	目的	対象	取組事業の内容	担当課名	評価					点数化					平均 点数	総括 評価			
									R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8					
3 地域コミュニティの強化と多様な活動を図り、新たな担い手づくりに取り組みます	1.72 B	(3)多様なコミュニティのネットワークの構築・強化	2.09 B	2.10 B	行政と地域活動団体の連携強化と役割分担	71	沖島離島振興	沖島町離島振興推進協議会の活動に対して補助金を交付	沖島町離島振興推進協議会	滋賀県離島振興計画に基づき、沖島における離島振興を目的とした沖島町離島振興推進協議会が、自主的かつ主体的に実施する離島振興に関する事業に対し、離島振興活動支援事業補助金を交付します。	企画課	A	A	A	A	A	3	3	3	3	3	3.00	A
						72	市連合自治会との行政懇談会	地域の現状と課題を、行政と自治会が共有し、今後の解決策を探る。	連合自治会	市と連合自治会が懇談する場を設け、市は地域課題の把握や要望を聴き取り、市と地域が共に住みよいまちづくりを形成するために取り組みます。	まちづくり協働課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
						73	地域の歴史文化資産巡視活動	地域の歴史文化資産巡視活動	学区自治連合会、近隣自治会、学区まちづくり協議会	「近江八幡市文化財保存活用地域計画」作成に伴い収集した学区別の歴史文化資産台帳及び資産マップについて、地域(学区まちづくり協議会)に情報提供を行うことで、地域において歴史文化資産の巡視活動等を実施し、歴史文化資産を盗難や汚損、火災等から守ります。	文化振興課	C	B	C	D	D	1	2	1	0	0	0.80	D
						74	SDGsこども見守り隊	地域の見守りによる消費者被害の防止	子ども、高齢者等	学校、社会福祉協議会、市民ボランティア団体等と地域課題を共有し、各分野を超えた連携・協働により、地域の新たな担い手づくりを進めます。	消費生活センター	D	A	B	B	C	0	3	2	2	1	1.60	B
						75	見守り支え合い活動の推進	地域住民自らが地域課題を共有し解決に向けた活動を行うことにより、安心して暮らすことのできる地域づくりを行えるようにするため、見守り支え合い活動を行う自治会への支援を実施する。	自治会(見守り支え合い組織)	市社会福祉協議会と連携して、自治会、学区単位の見守り組織の立ち上げ及び活動継続のための後方支援を行います。	福祉政策課	A	A	A	A	A	3	3	3	3	3	3.00	A
						76	介護相談員派遣等事業	介護相談員が高齢者施設利用者等から介護サービスへの疑問等を聴き、「事業者と利用者」との橋渡しをし、サービスの質の向上につなげる。	市民(介護相談員)	市民から介護相談員を募集し、養成研修を行った後、各介護施設へ出向き利用者やそのご家族の声や気づいた点等を市へ報告します。事務局である市は、介護相談員の活動状況報告を取りまとめ、事業所に報告します。また、介護相談員と事業所との連絡調整に努めます。	介護保険課	B	B	B	A	A	2	2	2	3	3	2.40	B
						77	児童遊園維持管理事業	児童遊園は古くから地域内の公衆の空間として設置された公園や、宅地開発行為や地区改良事業などによる住環境整備において憩いの空間や地域コミュニティの場として設置された公園がある。これらの大半は、用途・用地の確保の観点から土地は市に帰属される一方、植樹を含む公園施設は、利用頻度が高い地元自治会などが日常の維持管理及び美化を行うこととし、地元自治会などと市が協働のもと、誰もが利用しやすい安全な児童遊園の維持管理に努める。	公園近隣自治会	日常の草刈り、清掃は自治会で実施していただき、自治会で対応が困難(遊具の修繕、高木の剪定等)な案件は市が対応しています。公園課台帳に記載のある児童遊園の維持管理について、市は遊具等の安全点検を実施する一方で、遊具のペンキ貸出をして適切な管理を実施していただきます。	都市計画課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B
78	都市公園維持管理事業	都市公園は、都市計画法に基づき設置された公園であり、市内の都市公園(運動公園、安土文芸の郷公園、健康ふれあい公園を除く)22箇所の公園のうち街区公園20箇所は地元自治会など17団体、近隣公園・地区公園各1箇所はシルバー人材センターに日常の維持管理業務委託を行い、誰もが利用しやすい安全な都市公園の維持管理に努める。	公園近隣自治会	自治会等にて都市公園内の草刈り、清掃を実施していただき、公園内で異常があれば市へ連絡いただき職員が対応を行っています。また、市が随時都市公園の現状確認し、高木の剪定等の適正な維持管理を行っています。	都市計画課	B	B	B	B	B	2	2	2	2	2	2.00	B						

施策体系

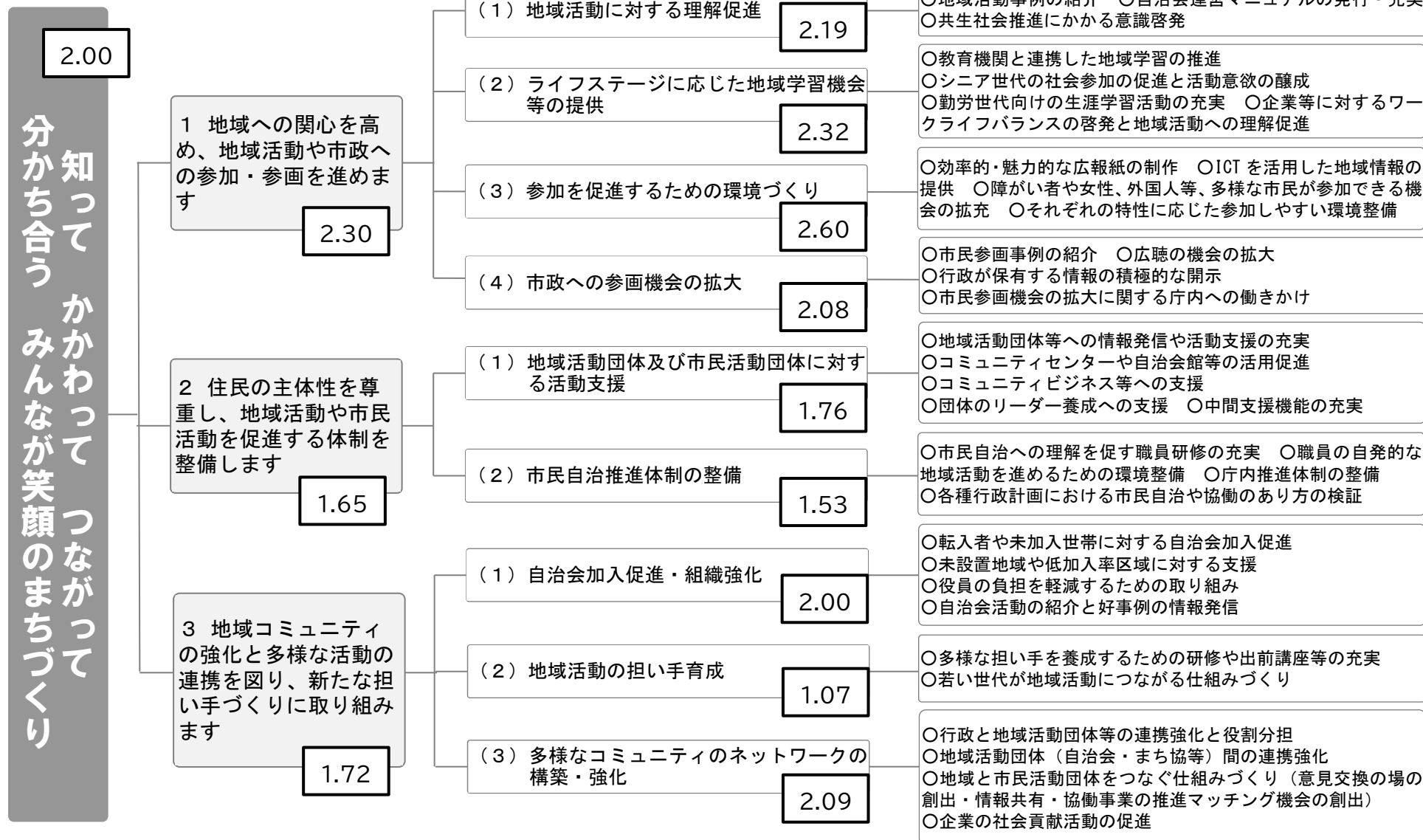
資料5-3

[理念]

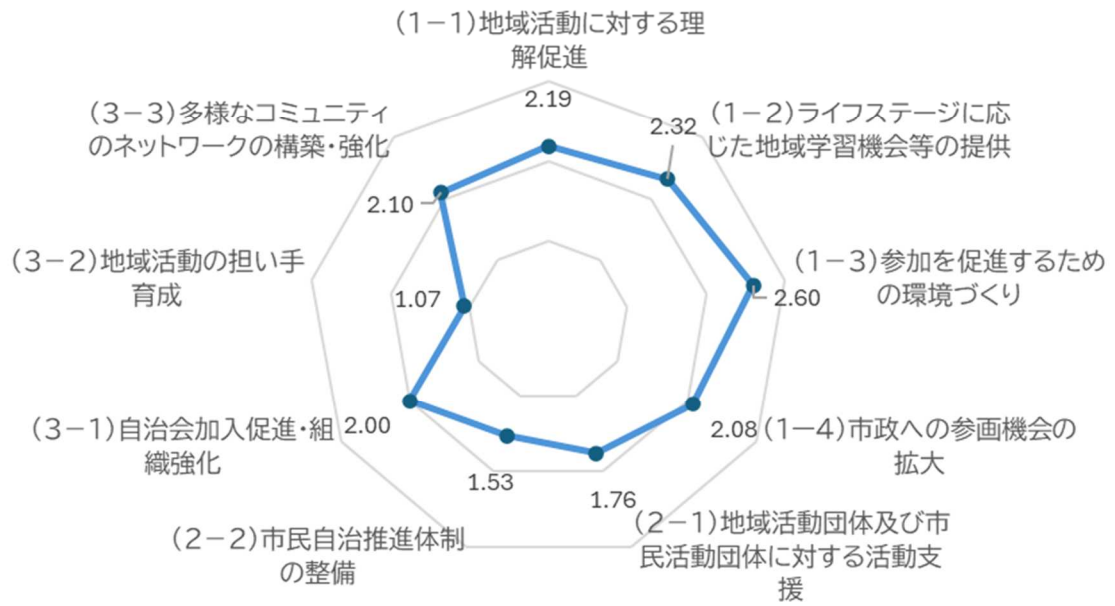
[方針（取組目標）]

[基本施策]

[主な事業]



市民自治基本計画における基本施策の評価



市民自治基本計画 見直しスケジュール(案)

資料6

No	項目	対象	目的	時期	メモ	実施
1	現行基本施策に対する取組の評価	・庁内各課	・現行計画に位置付けた事業の評価	5月	・R7年度の評価 ・計画期間(5年間)の評価	4月25日
2	第1回協働のまちづくり推進委員会	・委員	・各課の取り組みの評価 ・計画見直し今後のスケジュール ・課題抽出方法の検討	7月27日	・R8～R9委員委嘱	
3	課題の抽出 ヒアリング・アンケート・ワークショップ	・連合自治会 ・自治会 ・まちづくり協議会 ・ハートランド推進財団 ・市民活動団体 ・市民 ・庁内各課	・市民自治を進める上での現状や課題について、各手法を用いて市民意見を情報収集	7月～10月	・まち協事務主任会議 ・連合自治会幹事会 ・学区イベント ・市民団体交流会	
4	第2回協働のまちづくり推進委員会	・委員	・課題の抽出結果の報告 ・体系骨子の提案	11月20日		
5	計画に位置づける事業の抽出	・庁内各課	・各担当課へ事業を照会	12月		
6	第3回協働のまちづくり推進委員会	・委員	・計画素案の提案・意見収集	1月		
7	部長会	・部長	・部長会で報告。詳細修正	2月		
8	パブリックコメント	・市民	・パブリックコメントの実施	2月		
9	第4回協働のまちづくり推進委員会	・委員	・パブコメの結果及び部長会の結果等を経て、計画内容の最終報告	～3月中頃		

市民・団体向け共通

■近江八幡市の地域のまちづくり全般(地域における交流、助け合い、福祉、子育て、教育、自然、環境、歴史など)において、

1. 大事にしたい良いところ、未来に残したい良いところはどこですか。
2. 10 年後の近江八幡市はどんなまちになって欲しいと考えますか。
3. その思い描いた近江八幡市になる(実現する)ためにご自身ができることはありますか。あなたのお考えを一言ずつ記入してください。

1. 大事にしたい良いところ、未来に残したい良いところ

例)温かく人情味のある人が多いところ

2. 10 年後の近江八幡市の姿 (どんなまちになってほしいか)

例)まわりの人の考えを尊重し、助け合いながら暮らしていること

3. ご自身ができること

例)地域の行事やボランティア活動に積極的に参加する

■10 年後の近江八幡市の将来像(将来こうなってほしいまちの姿)について一言で表すとしたらどんな言葉が良いと思いますか。キャッチフレーズを記入してください。

例)一人ひとりが生き生きと輝くまち

市民向け

■市民と行政が協力して課題解決や地域づくりを行うため、どのような取り組みが必要だと思いますか（3つまで○印）

1. 行政情報の提供・公開
2. 自治会やまちづくり協議会などの組織の強化、活動支援
3. 新たなまちづくりの担い手(NPO等)の育成・支援
4. まちづくりに関するまなび
5. ボランティア活動を活性化するための仕組みづくり
6. 多くの市民の意見や要望を聞くための広聴活動の充実
7. 市民参画・協働のまちづくりは必要ではない
8. 市民や行政がいっしょになって話し合う場所の整備
9. その他()

■どんなまちであれば住みたいと思いますか（3つまで○印）

1. 美しい景観が誇れるまち
2. 安全・安心な住環境の整備を優先するまち
3. 農業や自然環境を大切に守り育てるまち
4. 商業の振興や企業の進出を推進するまち
5. 交通の利便性が良いまち
6. 買い物が便利でレジャーが発展したまち
7. 観光や交流事業を進めるまち
8. 治安が良く災害対策が整ったまち
9. 保健・医療・福祉の充実したまち
10. 保育・教育環境が充実したまち
11. 働く場が充実しているまち
12. 多文化共生を推進するまち
13. 生涯学習や文化芸術・スポーツ活動が活発なまち
14. 里山を保全・活用するまち
15. その他()

団体向け

■自治会・まち協・市民活動団体の維持・活性化のために必要とする行政の支援内容について記入してください。

■これまでに実施された自治会・まち協・市民活動団体の活動の改善に向けた推進体制の見直しの内容について記入してください。

■これまでに実施された自治会・まち協・市民活動団体の活動の改善に向けた活動の省力化の内容について記入してください。

■これまでに実施された自治会・まち協・市民活動団体の活動での成功事例や課題解決に向けた取り組み内容を記入してください。

第3期市民自治基本計画策定に係る 市民意識調査 アンケート項目

令和8年8月実施予定

I 自治会活動への関心と参画について

市民の自治会活動に対する関心度、参画意欲、参画を妨げている要因、および市民が持つ関心・資源を把握

1 あなたは、自治会活動にどの程度関心がありますか。 単一選択

- ① 非常に関心がある ② 関心がある ③ どちらともいえない ④ 関心がない ⑤ 全く関心がない

2 あなたは、自治会活動に参画したいと思いますか。 単一選択

- ① ぜひ参画したい ② できれば参画したい ③ 時間があれば参画したい ④ 参画したくない

3 自治会活動に参画しない理由は何ですか。（複数選択可） 複数選択

- ① 仕事が忙しい ② 家事・育児が忙しい ③ 健康上の理由 ④ 時間帯が合わない
⑤ 活動内容がわからない ⑥ 参加方法がわからない ⑦ 人間関係の負担
⑧ 自治会に加入していない ⑨ その他

4 あなたが参画しやすい活動形態は何ですか。（複数選択可） 複数選択

- ① 定期的な活動 ② 単発・スポット的な活動 ③ 短時間の活動（1～2時間）
④ 夜間の活動 ⑤ 休日の活動 ⑥ オンライン参加 ⑦ 自宅からできる活動
⑧ 特定の関心事による活動

5

あなたが主催するなら、どのようなイベントや行事を開催したいと思いますか。（複数選択可）

複数選択

- ① 防災・防犯関連の行事 ② 環境・緑化活動 ③ 子育て支援・子ども向けイベント
④ 高齢者支援・交流活動 ⑤ 文化・歴史学習 ⑥ スポーツ・健康増進
⑦ 食文化・交流会 ⑧ 福祉・困窮者支援 ⑨ オンラインを活用した活動
⑩ 特に思い当たることがない ⑪ その他

6 あなたが得意なこと、活かせるスキルや知識は何ですか。（複数選択可）

複数選択

- ① IT・デジタル技術 ② 教育・学習支援 ③ 企画・運営 ④ 広報・情報発信
⑤ 福祉・介護 ⑥ 防災・安全 ⑦ 環境・自然 ⑧ 建築・修繕技術
⑨ 料理・食文化 ⑩ 語学・多言語 ⑪ 医療・健康 ⑫ 農業・園芸
⑬ 特に得意なことがない ⑭ その他

7 自治会活動に参画する際に、あなたが最も重視することは何ですか。（単数選択）

単一選択

- ① 自分の能力やスキルが活かせること ② 地域に貢献できること
③ 新しい人間関係を作れること ④ 達成感が得られること
⑤ 心身の健康維持 ⑥ 特に重視することはない

Ⅱ 自治会加入状況と意識について

自治会加入率の低下要因を把握し、加入促進策の検討に活用

8 あなたは自治会に加入していますか。 単一選択

- ① 加入している ② 以前加入していたが、現在は加入していない ③ 加入したことがない

9 自治会に加入しない理由は何ですか。（複数選択可） 複数選択

- ① 役員負担が大きい ② 活動内容がわからない ③ メリットが感じられない
④ 加入方法がわからない ⑤ 定住の予定がない ⑥ 仕事が忙しい
⑦ 人間関係が複雑 ⑧ その他

10 自治会の役員になることに対して、どのようなイメージを持っていますか。

単一選択

- ① 負担が大きい ② やや負担がある ③ 適切な負担だと思う ④ 負担は少ないと思う

Ⅲ デジタル活用と情報収集について

デジタルツール活用状況、情報格差、オンライン参画への関心を把握

11 あなたが保有しているデバイスは何ですか。（複数選択可）

複数選択

- ① スマートフォン ② タブレット ③ パソコン ④ 保有していない

12 あなたは、SNS（LINE、Facebook、Instagram等）を利用していますか。

単一選択

- ① 毎日利用 ② 週に数日利用 ③ 月に数回利用 ④ ほとんど利用しない ⑤ 利用していない

13

市からの情報（自治会活動、イベント、施策等）をどのような方法で入手していますか。（複数選択可）

複数選択

- ① 広報紙 ② ホームページ ③ SNS（Facebook、LINE等） ④ 自治会の掲示板
⑤ 自治会からの手配りチラシ ⑥ テレビ・ラジオ ⑦ 近所の人からの口コミ
⑧ その他

14 市からの情報について、どのようなことをご希望されますか。（複数選択可）

複数選択

- ① タイムリーな情報提供 ② わかりやすい説明 ③ 多言語対応
④ 動画での説明 ⑤ スマートフォンでの見やすさ ⑥ メール配信

15 オンラインによる市民会議やワークショップへの参加に関心がありますか。

単一選択

- ① 参加したい ② できれば参加したい ③ どちらともいえない ④ 参加したくない

Ⅳ 多様性について

多文化共生、ジェンダー平等、障がい者参画への認識を把握

16 近江八幡市に住む外国人住民との関係について、あなたはどのようにお考えですか。

単一選択

- ① 一緒に自治会活動に参加すべき ② 相互に尊重しながら生活すべき
③ 特に意識していない ④ 距離を置くべき

17

自治会活動において、多様性（女性、若年層、外国人、障がい者等）が尊重されていると思いますか。

単一選択

- ① 尊重されている ② ある程度尊重されている ③ どちらともいえない
④ あまり尊重されていない ⑤ 全く尊重されていない

18

自治会活動をより多くの市民に開かれたものにするために、必要だと思うことは何ですか。（複数選択可）

複数選択

- ① 活動時間の多様化（夜間、休日以外等） ② 短時間での参加機会
③ 託児サービスの提供 ④ 多言語での情報提供 ⑤ バリアフリー環境
⑥ オンライン参画 ⑦ 女性や若年層の参画促進 ⑧ その他

V 基本属性について

回答者の属性情報の把握（分析時の層別化に活用）

19 あなたの年齢は。 単一選択

- ① 10～18歳 ② 19～30歳 ③ 31～40歳 ④ 41～50歳
⑤ 51～60歳 ⑥ 61～70歳 ⑦ 71～80歳 ⑧ 81歳以上

20 あなたの性別は。 単一選択

- ① 男性 ② 女性 ③ その他 ④ 答えたくない

21 あなたの職業は。 単一選択

- ① 農業 ② 自営業 ③ 会社員・団体職員 ④ 公務員
⑤ 専門職 ⑥ パート・アルバイト ⑦ 学生 ⑧ 無職 ⑨ その他

22 近江八幡市への居住年数は。 単一選択

- ① 3年未満 ② 3～10年 ③ 10～20年 ④ 20年以上

23 あなたの住む学区は。 単一選択

※ 市内全学区をリストアップ